

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5875051号  
(P5875051)

(45) 発行日 平成28年3月2日(2016.3.2)

(24) 登録日 平成28年1月29日(2016.1.29)

(51) Int.Cl. F I  
 HO4L 9/32 (2006.01) HO4L 9/00 673D  
 HO4W 12/06 (2009.01) HO4W 12/06

請求項の数 24 (全 42 頁)

(21) 出願番号	特願2012-542884 (P2012-542884)	(73) 特許権者	899000057
(86) (22) 出願日	平成23年11月2日(2011.11.2)		学校法人日本大学
(86) 国際出願番号	PCT/JP2011/075277		東京都千代田区九段南四丁目8番24号
(87) 国際公開番号	W02012/063699	(74) 代理人	100119677
(87) 国際公開日	平成24年5月18日(2012.5.18)		弁理士 岡田 賢治
審査請求日	平成26年10月27日(2014.10.27)	(74) 代理人	100115794
(31) 優先権主張番号	特願2011-117429 (P2011-117429)		弁理士 今下 勝博
(32) 優先日	平成23年5月25日(2011.5.25)	(72) 発明者	木原 雅巳
(33) 優先権主張国	日本国(JP)		東京都千代田区九段南四丁目8番24号
(31) 優先権主張番号	特願2010-250290 (P2010-250290)		学校法人日本大学内
(32) 優先日	平成22年11月8日(2010.11.8)	(72) 発明者	土屋 貴寛
(33) 優先権主張国	日本国(JP)		東京都千代田区九段南四丁目8番24号
(31) 優先権主張番号	特願2010-250292 (P2010-250292)		学校法人日本大学内
(32) 優先日	平成22年11月8日(2010.11.8)		
(33) 優先権主張国	日本国(JP)	審査官	金沢 史明

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 認証サーバ及び認証サーバによる認証方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンテンツの閲覧のための認証を行う通信端末とデータ通信を行うデータ通信部と、前記データ通信部及び前記通信端末の間の伝送遅延時間を複数回にわたり測定する伝送遅延時間測定部と、

複数回にわたり測定された前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であるかどうかを判断する伝送遅延時間分布特性判断部と、

前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的でないとは判断されたときに、前記コンテンツの閲覧を拒否するコンテンツ閲覧認証部と、

を備えることを特徴とする認証サーバ。

【請求項2】

前記データ通信部は、前記通信端末に複数のデータ要素を包含するHTMLファイルを送信し、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号を受信し、

前記伝送遅延時間測定部は、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号が受信された間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定することを特徴とする、請求項1に記載の認証サーバ。

【請求項3】

前記データ通信部は、1つの前記要求信号の受信と1つの前記データ要素の送信を順に

繰り返し、

前記伝送遅延時間測定部は、各々の前記要求信号が受信された間隔を測定することにより前記伝送遅延時間の合計を測定することを特徴とする、請求項 2 に記載の認証サーバ。

【請求項 4】

前記データ通信部は、前記データ要素を受信した前記通信端末から接続のクローズ信号を受信し、

前記伝送遅延時間測定部は、前記要求信号を受信してから前記クローズ信号を受信するまでの時間間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定することを特徴とする、請求項 1 に記載の認証サーバ。

10

【請求項 5】

前記データ通信部は、前記通信端末に対して電話通信を行い、

前記コンテンツ閲覧認証部は、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたうえに、前記電話通信に対し前記通信端末から着信応答がなされたときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたところ、前記電話通信に対し前記通信端末から着信応答がなされなかったときに、前記コンテンツの閲覧を拒否することを特徴とする、請求項 1 から 4 のいずれかに記載の認証サーバ。

【請求項 6】

前記データ通信部は、前記通信端末に対して電話通信を行い、

前記コンテンツ閲覧認証部は、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたうえに、前記電話通信に対し前記伝送遅延時間の分布特性が変化したときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたところ、前記電話通信に対し前記伝送遅延時間の分布特性が変化しなかったときに、前記コンテンツの閲覧を拒否することを特徴とする、請求項 1 から 5 のいずれかに記載の認証サーバ。

20

【請求項 7】

通信端末の行うコンテンツの閲覧のための認証を受け付けるコンテンツ閲覧認証受付ステップと、

前記通信端末との間の伝送遅延時間を複数回にわたり測定する伝送遅延時間測定ステップと、

30

複数回にわたり測定された前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であるかどうかを判断する伝送遅延時間分布特性判断ステップと、

前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的でないとして判断されたときに、前記コンテンツの閲覧を拒否するコンテンツ閲覧認証ステップと、

を順に備えることを特徴とする認証サーバによる認証方法。

【請求項 8】

前記伝送遅延時間測定ステップは、前記通信端末に複数のデータ要素を包含する HTML ファイルを送信し、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号を受信し、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号が受信された間隔を測定することにより、前記認証サーバから前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記認証サーバまでの伝送遅延時間の合計を測定することを特徴とする、請求項 7 に記載の認証サーバによる認証方法。

40

【請求項 9】

前記伝送遅延時間測定ステップは、1つの前記要求信号の受信と1つの前記データ要素の送信を順に繰り返し、各々の前記要求信号が受信された間隔を測定することにより前記伝送遅延時間の合計を測定することを特徴とする、請求項 8 に記載の認証サーバによる認証方法。

【請求項 10】

前記伝送遅延時間測定ステップは、前記データ要素を受信した前記通信端末からコネク

50

ションのクローズ信号を受信し、前記要求信号を受信してから前記クローズ信号を受信するまでの時間間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定することを特徴とする、請求項 7 に記載の認証サーバによる認証方法。

【請求項 1 1】

前記コンテンツ閲覧認証ステップは、前記通信端末に対して電話通信を行い、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたうえに、前記電話通信に対し前記通信端末から着信応答がなされたときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたところ、前記電話通信に対し前記通信端末から着信応答がなされなかったときに、前記コンテンツの閲覧を拒否することを特徴とする、請求項 7 から 1 0 のいずれかに記載の認証サーバによる認証方法。

10

【請求項 1 2】

前記コンテンツ閲覧認証ステップは、前記通信端末に対して電話通信を行い、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたうえに、前記電話通信に対し前記伝送遅延時間の分布特性が変化したときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたところ、前記電話通信に対し前記伝送遅延時間の分布特性が変化しなかったときに、前記コンテンツの閲覧を拒否することを特徴とする、請求項 7 から 1 1 のいずれかに記載の認証サーバによる認証方法。

【請求項 1 3】

コンテンツの閲覧のための認証を行う通信端末とデータ通信を行うデータ通信部と、前記データ通信部及び前記通信端末の間の伝送遅延時間を複数回にわたり測定する伝送遅延時間測定部と、

20

前記伝送遅延時間測定部の測定した伝送遅延時間を蓄積して伝送遅延時間のピーク値を検出し、各ピーク値を含む一定範囲内の伝送遅延時間を抽出する抽出部と、

前記抽出部の抽出した伝送遅延時間の分布特性を算出する分布特性算出部と、

前記分布特性算出部の算出した伝送遅延時間の分布特性が離散的であるか否かを判定する分布特性判定部と、

前記分布特性判定部が離散的であると判定すると前記コンテンツの閲覧を承認し、前記分布特性判定部が離散的でないとして判定すると前記コンテンツの閲覧を拒否するコンテンツ閲覧認証部と、

30

を備えることを特徴とする認証サーバ。

【請求項 1 4】

前記データ通信部は、前記通信端末に複数のデータ要素を包含する HTML ファイルを送信し、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号を受信し、

前記伝送遅延時間測定部は、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号が受信された間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間を測定することを特徴とする、請求項 1 3 に記載の認証サーバ。

【請求項 1 5】

前記データ通信部は、1 つの前記要求信号の受信と 1 つの前記データ要素の送信を順に繰り返し、

40

前記伝送遅延時間測定部は、各々の前記要求信号が受信された間隔を測定することにより前記伝送遅延時間の合計を測定することを特徴とする、請求項 1 4 に記載の認証サーバ。

【請求項 1 6】

前記データ通信部は、前記データ要素を受信した前記通信端末から接続のクローズ信号を受信し、

前記伝送遅延時間測定部は、前記要求信号を受信してから前記クローズ信号を受信するまでの時間間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定することを特徴とする、請求項 1 3 に記載の認証サーバ。

50

## 【請求項 17】

前記データ通信部は、前記通信端末に対して電話通信を行い、  
前記データ通信部が前記通信端末から着信応答を受信したか否かを判定する通話判定部をさらに備え、  
前記コンテンツ閲覧認証部は、前記分布特性判定部において離散的であると判定しかつ前記通話判定部において着信応答を受信したと判定した場合に前記コンテンツの閲覧を承認し、前記分布特性判定部において離散的でないとして判定するか又は前記通話判定部において着信応答を受信しないと判定した場合に前記コンテンツの閲覧を拒否することを特徴とする、請求項 13 から 16 のいずれかに記載の認証サーバ。

## 【請求項 18】

前記データ通信部は、前記通信端末に対して電話通信を行い、  
前記データ通信部による電話通信を検出すると、前記分布特性算出部の算出する伝送遅延時間の分布特性が変化したか否かを判定する通話変化判定部をさらに備え、  
前記コンテンツ閲覧認証部は、前記分布特性判定部において離散的であると判定しかつ前記通話変化判定部において伝送遅延時間の分布特性が変化したと判定した場合に前記コンテンツの閲覧を承認し、前記分布特性判定部において離散的でないとして判定するか又は前記通話変化判定部において伝送遅延時間の分布特性が変化しなかったと判定した場合に前記コンテンツの閲覧を拒否することを特徴とする、請求項 13 から 17 のいずれかに記載の認証サーバ。

## 【請求項 19】

データ通信部が、コンテンツの閲覧のための認証を行う通信端末とデータ通信を行い、伝送遅延時間測定部が、前記通信端末との間の伝送遅延時間を複数回にわたり測定し、抽出部が、伝送遅延時間を蓄積して伝送遅延時間のピーク値を検出し、各ピーク値を含む一定範囲内の伝送遅延時間を抽出し、分布特性算出部が、抽出された伝送遅延時間の分布特性を算出し、分布特性判定部が、算出した分布特性が離散的であるか否かを判定する分布特性判定ステップと、

前記分布特性判定ステップにおいて離散的であると判定されると前記コンテンツの閲覧を承認し、前記分布特性判定ステップにおいて離散的でないとして判定されると前記コンテンツの閲覧を拒否するコンテンツ閲覧認証ステップと、

を順に有することを特徴とする認証サーバによる認証方法。

## 【請求項 20】

前記分布特性判定ステップにおいて、前記伝送遅延時間測定部が、前記通信端末に複数のデータ要素を包含する HTML ファイルを送信し、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号を受信し、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号が受信された間隔を測定することにより、前記認証サーバから前記通信端末までの伝送遅延時間を測定することを特徴とする、

請求項 19 に記載の認証サーバによる認証方法。

## 【請求項 21】

前記分布特性判定ステップにおいて、1つの前記要求信号の受信と1つの前記データ要素の送信を順に繰り返し、各々の前記要求信号が受信された間隔を測定することにより前記伝送遅延時間の合計を測定することを特徴とする、請求項 20 に記載の認証サーバによる認証方法。

## 【請求項 22】

前記分布特性判定ステップにおいて、前記データ要素を受信した前記通信端末からコネクションのクローズ信号を受信し、前記要求信号を受信してから前記クローズ信号を受信するまでの時間間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定することを特徴とする、請求項 19 に記載の認証サーバによる認証方法。

## 【請求項 23】

前記データ通信部が、前記通信端末に対して電話通信を行い、通話判定部が、前記デー

10

20

30

40

50

タ通信部が前記通信端末から着信応答を受信したか否かを判定する通話判定ステップを、前記分布特性判定ステップの前、前記分布特性判定ステップと同時又は前記分布特性判定ステップと前記コンテンツ閲覧認証ステップの間にさらに有し、

前記コンテンツ閲覧認証ステップにおいて、前記コンテンツ閲覧認証部は、前記分布特性判定ステップにおいて離散的であると判定しかつ前記通話判定ステップにおいて着信応答を受信したと判定した場合に前記コンテンツの閲覧を承認し、前記分布特性判定ステップにおいて離散的でないとは判定するか又は前記通話判定ステップにおいて着信応答を受信しないと判定した場合に前記コンテンツの閲覧を拒否することを特徴とする、

請求項 19 から 22 のいずれかに記載の認証サーバによる認証方法。

【請求項 24】

10

前記データ通信部が、前記通信端末に対して電話通信を行い、通話変化判定部が、前記データ通信部による電話通信の後に、前記分布特性算出部の算出する伝送遅延時間の分布特性が変化したか否かを判定する通話変化判定ステップを、前記分布特性判定ステップの前、前記分布特性判定ステップと同時又は前記分布特性判定ステップと前記コンテンツ閲覧認証ステップの間にさらに有し、

前記コンテンツ閲覧認証ステップにおいて、前記コンテンツ閲覧認証部は、前記分布特性判定ステップにおいて離散的であると判定しかつ前記通話変化判定ステップにおいて伝送遅延時間の分布特性が変化したと判定した場合に前記コンテンツの閲覧を承認し、前記分布特性判定ステップにおいて離散的でないとは判定するか又は前記通話変化判定ステップにおいて伝送遅延時間の分布特性が変化しなかったと判定した場合に前記コンテンツの閲覧を拒否することを特徴とする、請求項 19 から 23 のいずれかに記載の認証サーバによる認証方法。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、携帯電話のユーザに限定してコンテンツを閲覧させるにあたり、コンピュータから閲覧させることを防止し、携帯電話から閲覧させることを承認する認証サーバ及び認証サーバによる認証方法に関する。

【背景技術】

【0002】

30

携帯電話のユーザに限定してコンテンツを閲覧させるにあたり、コンピュータから閲覧させることを防止し、携帯電話から閲覧させることを承認する必要がある。従来技術では、アクセス元の IP アドレスを参照することにより、アクセス元が携帯電話及びコンピュータのうちいずれであるかを判断している。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特開 2005 - 295297 号公報

【特許文献 2】特開 2007 - 89065 号公報

【発明の概要】

40

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかし、IP アドレスは、コンピュータにより偽装される可能性があり、携帯電話会社により変更される可能性がある。よって、アクセス元が携帯電話及びコンピュータのうちいずれであるかを、安全にかつ正確に判断することができなかった。

【0005】

特許文献 1 及び特許文献 2 では、2 個の通信端末の間での伝送遅延時間を測定し、当該 2 個の通信端末の間の距離を測定することにより、当該 2 個の通信端末のうち一方の通信端末が他方の通信端末を認証している。しかし、他方の通信端末が携帯電話及びコンピュータのうちいずれであるかを判断しているわけではない。

50

## 【 0 0 0 6 】

そこで、本課題を解決するために、第1の発明は、携帯電話のユーザに限定してコンテンツを閲覧させるにあたり、アクセス元が携帯電話及びコンピュータのうちいずれであるかを、安全にかつ正確に判断することができる認証サーバ及び認証サーバによる認証方法を提供することを第1の目的とする。

## 【 0 0 0 7 】

一方、近年では、コンピュータと同様な機能を有するスマートフォンと呼ばれる携帯電話が普及しており、スマートフォンは通常のインターネットを利用している。しかし、通常のインターネット内で生成されるIDを参照することによっては、通常のインターネット内で生成されるIDは安全性の高い固有のIDではないため、携帯電話のユーザが正規のユーザであるかどうかを安全にかつ正確に判断することができなかつた。

10

## 【 0 0 0 8 】

特許文献1及び特許文献2では、2個の通信端末の間での伝送遅延時間を測定し、当該2個の通信端末の間の距離を測定することにより、当該2個の通信端末のうち一方の通信端末が他方の通信端末を認証している。しかし、当該2個の通信端末の間の距離によらず、他方の通信端末のユーザが正規のユーザであるかどうかを判断しているわけではない。

## 【 0 0 0 9 】

そこで、本課題を解決するために、第2の発明は、携帯電話のユーザに限定してコンテンツを閲覧させるときに、携帯電話のユーザが正規のユーザであるかどうかを安全にかつ正確に判断することができる認証サーバ及び認証サーバによる認証方法を提供することを第2の目的とする。

20

## 【課題を解決するための手段】

## 【 0 0 1 0 】

上記第1の目的を達成するために、認証サーバ及び通信端末の間の伝送遅延時間の分布特性が離散的であるかどうかに基づいて、通信端末が携帯電話などの無線通信端末であるかコンピュータなどの有線通信端末であるかを判断することとした。

## 【 0 0 1 1 】

具体的には、本第1の発明は、コンテンツの閲覧のための認証を行う通信端末とデータ通信を行うデータ通信部と、前記データ通信部及び前記通信端末の間の伝送遅延時間を複数回にわたり測定する伝送遅延時間測定部と、複数回にわたり測定された前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であるかどうかを判断する伝送遅延時間分布特性判断部と、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的でないとは判断されたときに、前記コンテンツの閲覧を拒否するコンテンツ閲覧認証部と、を備えることを特徴とする認証サーバである。

30

## 【 0 0 1 2 】

この構成によれば、携帯電話のユーザに限定してコンテンツを閲覧させるにあたり、アクセス元が携帯電話及びコンピュータのうちいずれであるかを、安全にかつ正確に判断することができる。上述の判断はアクセス元が行うのではなく認証サーバが行うため、コンピュータにより上述の分布特性が偽装されるおそれがない。

## 【 0 0 1 3 】

40

また、本第1の発明は、前記データ通信部は、前記通信端末に複数のデータ要素を包含するHTMLファイルを送信し、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号を受信し、前記伝送遅延時間測定部は、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号を受信された間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定することを特徴とする認証サーバである。

## 【 0 0 1 4 】

この構成によれば、アクセス元は、ウェブブラウザを有していればよく、伝送遅延時間の測定用のソフトウェアを有していなくてもよい。

## 【 0 0 1 5 】

50

ここで、前記データ通信部は、1つの前記要求信号の受信と1つの前記データ要素の送信を順に繰り返し、前記伝送遅延時間測定部は、各々の前記要求信号が受信された間隔を測定することにより前記伝送遅延時間の合計を測定してもよい。

この構成によれば、パイプライン処理を行う通信端末であっても、通信端末から各データ要素を要求する要求信号が受信された間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定することができる。

【0016】

また、本第1の発明は、前記データ通信部は、前記データ要素を受信した前記通信端末から接続のクローズ信号を受信し、前記伝送遅延時間測定部は、前記要求信号を受信してから前記クローズ信号を受信するまでの時間間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定する認証サーバである。

10

この構成によれば、専用のソフトウェアを用いずに伝送遅延時間の測定を行うことができる。さらに、通信端末との接続を用いるため、複数の通信端末との伝送遅延時間を平行して測定することができる。

【0017】

また、本第1の発明は、前記データ通信部は、前記通信端末に対して電話通信を行い、前記コンテンツ閲覧認証部は、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたうに、前記電話通信に対し前記通信端末から着信応答がなされたときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたところ、前記電話通信に対し前記通信端末から着信応答がなされなかったときに、前記コンテンツの閲覧を拒否することを特徴とする認証サーバである。

20

【0018】

この構成によれば、実際にはアクセス元がコンピュータのデータモジュールであるところ、アクセス元が携帯電話であると判断することを確実に防止することができる。

【0019】

また、本第1の発明は、通信端末の行うコンテンツの閲覧のための認証を受け付けるコンテンツ閲覧認証受付ステップと、前記通信端末との間の伝送遅延時間を複数回にわたり測定する伝送遅延時間測定ステップと、複数回にわたり測定された前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であるかどうかを判断する伝送遅延時間分布特性判断ステップと、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的でないとは判断されたときに、前記コンテンツの閲覧を拒否するコンテンツ閲覧認証ステップと、を順に備えることを特徴とする認証サーバによる認証方法である。

30

【0020】

この構成によれば、携帯電話のユーザに限定してコンテンツを閲覧させるにあたり、アクセス元が携帯電話及びコンピュータのうちいずれであるかを、安全にかつ正確に判断することができる。上述の判断はアクセス元が行うのではなく認証サーバが行うため、コンピュータにより上述の分布特性が偽装されるおそれがない。

40

【0021】

また、本第1の発明は、前記伝送遅延時間測定ステップは、前記通信端末に複数のデータ要素を包含するHTMLファイルを送信し、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号を受信し、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号が受信された間隔を測定することにより、前記認証サーバから前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記認証サーバまでの伝送遅延時間の合計を測定することを特徴とする認証サーバによる認証方法である。

【0022】

この構成によれば、アクセス元は、ウェブブラウザを有していればよく、伝送遅延時間の測定用のソフトウェアを有していなくてもよい。

50

## 【 0 0 2 3 】

ここで、前記伝送遅延時間測定ステップは、1つの前記要求信号の受信と1つの前記データ要素の送信を順に繰り返し、各々の前記要求信号が受信された間隔を測定することにより前記伝送遅延時間の合計を測定してもよい。

本発明により、パイプライン処理を行う通信端末であっても、通信端末から各データ要素を要求する要求信号が受信された間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定することができる。

## 【 0 0 2 4 】

また、本第1の発明は、前記伝送遅延時間測定ステップは、前記データ要素を受信した前記通信端末から接続のクローズ信号を受信し、前記要求信号を受信してから前記クローズ信号を受信するまでの時間間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定する認証サーバによる認証方法である。

この構成によれば、専用のソフトウェアを用いずに伝送遅延時間の測定を行うことができる。さらに、通信端末との接続を用いるため、複数の通信端末との伝送遅延時間を平行して測定することができる。

## 【 0 0 2 5 】

また、本第1の発明は、前記コンテンツ閲覧認証ステップは、前記通信端末に対して電話通信を行い、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたうえに、前記電話通信に対し前記通信端末から着信応答がなされたときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたところ、前記電話通信に対し前記通信端末から着信応答がなされなかったときに、前記コンテンツの閲覧を拒否することを特徴とする認証サーバによる認証方法である。

## 【 0 0 2 6 】

この構成によれば、実際にはアクセス元がコンピュータのデータモジュールであるところ、アクセス元が携帯電話であると判断することを確実に防止することができる。

## 【 0 0 2 7 】

本第1の発明に係る認証サーバでは、前記データ通信部は、前記通信端末に対して電話通信を行い、前記コンテンツ閲覧認証部は、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたうえに、前記電話通信に対し前記伝送遅延時間の分布特性が変化したときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたところ、前記電話通信に対し前記伝送遅延時間の分布特性が変化しなかったときに、前記コンテンツの閲覧を拒否してもよい。

コンテンツ閲覧認証部が電話通信に対し伝送遅延時間の分布特性が変化したか否かを判定するため、本第1の発明に係る認証サーバは、通信端末が通話機能を有する無線通信端末であることを確認することができる。そして、コンテンツ閲覧認証部が通信端末が通話機能を有する無線通信端末であることを確認した上でコンテンツの提供の認証を行うため、アクセス元が移動通信端末及びコンピュータのうちいずれであるかを、より安全にかつ正確に判断することができる。

## 【 0 0 2 8 】

本第1の発明に係る認証サーバによる認証方法では、前記コンテンツ閲覧認証ステップは、前記通信端末に対して電話通信を行い、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたうえに、前記電話通信に対し前記伝送遅延時間の分布特性が変化したときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたところ、前記電話通信に対し前記伝送遅延時間の分布特性が変化しなかったときに、前記コンテンツの閲覧を拒否してもよい。

コンテンツ閲覧認証ステップにおいて電話通信に対し伝送遅延時間の分布特性が変化したか否かを判定するため、本第1の発明に係る認証サーバによる認証方法は、通信端末が通話機能を有する無線通信端末であることを確認することができる。そして、コンテンツ

10

20

30

40

50



閲覧認証ステップにおいて通信端末が通話機能を有する無線通信端末であることを確認した上でコンテンツの提供の認証を行うため、アクセス元が移動通信端末及びコンピュータのうちいずれであるかを、より安全にかつ正確に判断することができる。

【 0 0 2 9 】

具体的には、本第1の発明に係る認証サーバは、コンテンツの閲覧のための認証を行う通信端末とデータ通信を行うデータ通信部と、前記データ通信部及び前記通信端末の間の伝送遅延時間を複数回にわたり測定する伝送遅延時間測定部と、前記伝送遅延時間測定部の測定した伝送遅延時間を蓄積して伝送遅延時間のピーク値を検出し、各ピーク値を含む一定範囲内の伝送遅延時間を抽出する抽出部と、前記抽出部の抽出した伝送遅延時間の分布特性を算出する分布特性算出部と、前記分布特性算出部の算出した伝送遅延時間の分布特性が離散的であるか否かを判定する分布特性判定部と、前記分布特性判定部が離散的であると判定すると前記コンテンツの閲覧を承認し、前記分布特性判定部が離散的でないとして判定すると前記コンテンツの閲覧を拒否するコンテンツ閲覧認証部と、を備える。

10

【 0 0 3 0 】

本第1の発明に係る認証サーバは、データ通信部と、伝送遅延時間測定部と、抽出部と、分布特性算出部と、分布特性判定部と、を備えるため、通信端末が無線通信端末であるのか又は有線通信端末であるのかを判定することができる。本第1の発明に係る認証サーバは、コンテンツ閲覧認証部を備えるため、通信端末が無線通信端末である場合には通信端末へのコンテンツの提供を可能にし、通信端末が有線通信端末である場合には通信端末へのコンテンツの提供を阻止することができる。これにより、本第1の発明に係る認証サーバは、アクセス元が移動通信端末及びコンピュータのうちいずれであるかを判断することができる。ここで、本第1の発明に係る認証サーバは、認証を認証サーバが行うため、判断を安全にかつ正確に行うことができる。したがって、本第1の発明は、移動通信端末のユーザに限定してコンテンツを閲覧させるにあたり、アクセス元が移動通信端末及びコンピュータのうちいずれであるかを、安全にかつ正確に判断することができる。

20

【 0 0 3 1 】

本第1の発明に係る認証サーバでは、前記データ通信部は、前記通信端末に複数のデータ要素を包含するHTMLファイルを送信し、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号を受信し、前記伝送遅延時間測定部は、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号を受信された間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間を測定してもよい。

30

本第1の発明によれば、通信端末にウェブブラウザへのアクセスを行わせるだけで認証を行うことができるため、伝送遅延時間の測定用の特別なソフトウェアを通信端末に搭載させる必要がない。このため、容易に認証を行うことができる。

【 0 0 3 2 】

ここで、前記データ通信部は、1つの前記要求信号の受信と1つの前記データ要素の送信を順に繰り返し、前記伝送遅延時間測定部は、各々の前記要求信号を受信された間隔を測定することにより前記伝送遅延時間の合計を測定してもよい。

本発明により、パイプライン処理を行う通信端末であっても、通信端末から各データ要素を要求する要求信号を受信された間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定することができる。

40

【 0 0 3 3 】

また、本第1の発明は、前記データ通信部は、前記データ要素を受信した前記通信端末から接続のクローズ信号を受信し、前記伝送遅延時間測定部は、前記要求信号を受信してから前記クローズ信号を受信するまでの時間間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定する認証サーバである。

この構成によれば、専用のソフトウェアを用いずに伝送遅延時間の測定を行うことができる。さらに、通信端末との接続を用いるため、複数の通信端末との伝送遅延時

50

間を平行して測定することができる。

【0034】

本第1の発明に係る認証サーバでは、前記データ通信部は、前記通信端末に対して電話通信を行い、前記データ通信部が前記通信端末から着信応答を受信したか否かを判定する通話判定部をさらに備え、前記コンテンツ閲覧認証部は、前記分布特性判定部において離散的であると判定しかつ前記通話判定部において着信応答を受信したと判定した場合に前記コンテンツの閲覧を承認し、前記分布特性判定部において離散的でないとして判定するか又は前記通話判定部において着信応答を受信しないと判定した場合に前記コンテンツの閲覧を拒否してもよい。

本第1の発明に係る認証サーバは、通話判定部を備えるため、通信端末が通話機能を有していることを確認することができる。そして、コンテンツ閲覧認証部が通信端末が通話機能を有していることを確認した上でコンテンツの提供の認証を行うため、アクセス元が移動通信端末及びコンピュータのうちいずれであるかを、より安全にかつ正確に判断することができる。

【0035】

本第1の発明に係る認証サーバでは、前記データ通信部は、前記通信端末に対して電話通信を行い、前記データ通信部による電話通信を検出すると、前記分布特性算出部の算出する伝送遅延時間の分布特性が変化したか否かを判定する通話変化判定部をさらに備え、前記コンテンツ閲覧認証部は、前記分布特性判定部において離散的であると判定しかつ前記通話変化判定部において伝送遅延時間の分布特性が変化したと判定した場合に前記コンテンツの閲覧を承認し、前記分布特性判定部において離散的でないとして判定するか又は前記通話変化判定部において伝送遅延時間の分布特性が変化しなかったと判定した場合に前記コンテンツの閲覧を拒否してもよい。

本第1の発明に係る認証サーバは、通話変化判定部を備えるため、通信端末が通話機能を有する無線通信端末であることを確認することができる。そして、コンテンツ閲覧認証部が通信端末が通話機能を有する無線通信端末であることを確認した上でコンテンツの提供の認証を行うため、アクセス元が移動通信端末及びコンピュータのうちいずれであるかを、より安全にかつ正確に判断することができる。

【0036】

具体的には、本第1の発明に係る認証サーバによる認証方法は、データ通信部が、コンテンツの閲覧のための認証を行う通信端末とデータ通信を行い、伝送遅延時間測定部が、前記通信端末との間の伝送遅延時間を複数回にわたり測定し、抽出部が、伝送遅延時間を蓄積して伝送遅延時間のピーク値を検出し、各ピーク値を含む一定範囲内の伝送遅延時間を抽出し、分布特性算出部が、抽出された伝送遅延時間の分布特性を算出し、分布特性判定部が、算出した分布特性が離散的であるか否かを判定する分布特性判定ステップと、前記分布特性判定ステップにおいて離散的であると判定されると前記コンテンツの閲覧を承認し、前記分布特性判定ステップにおいて離散的でないとして判定されると前記コンテンツの閲覧を拒否するコンテンツ閲覧認証ステップと、を順に有する。

【0037】

本第1の発明に係る認証サーバによる認証方法は、分布特性判定ステップを有するため、通信端末が無線通信端末であるのか又は有線通信端末であるのかを判定することができる。本第1の発明に係る認証サーバによる認証方法は、コンテンツ閲覧認証ステップを有するため、通信端末が無線通信端末である場合には通信端末へのコンテンツの提供を可能にし、通信端末が有線通信端末である場合には通信端末へのコンテンツの提供を阻止することができる。これにより、本第1の発明に係る認証サーバは、アクセス元が移動通信端末及びコンピュータのうちいずれであるかを判断することができる。ここで、本第1の発明に係る認証サーバによる認証方法は、認証を認証サーバが行うため、判断を安全にかつ正確に行うことができる。したがって、本第1の発明は、移動通信端末のユーザに限定してコンテンツを閲覧させるにあたり、アクセス元が移動通信端末及びコンピュータのうちいずれであるかを、安全にかつ正確に判断することができる。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 3 8 】

本第1の発明に係る認証サーバによる認証方法では、前記分布特性判定ステップにおいて、前記伝送遅延時間測定部が、前記通信端末に複数のデータ要素を包含するHTMLファイルを送信し、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号を受信し、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号が受信された間隔を測定することにより、前記認証サーバから前記通信端末までの伝送遅延時間を測定してもよい。

本第1の発明によれば、通信端末にウェブブラウザへのアクセスを行わせるだけで認証を行うことができるため、伝送遅延時間の測定用の特別なソフトウェアを通信端末に搭載させる必要がない。このため、容易に認証を行うことができる。

## 【 0 0 3 9 】

ここで、前記分布特性判定ステップにおいて、1つの前記要求信号の受信と1つの前記データ要素の送信を順に繰り返し、各々の前記要求信号が受信された間隔を測定することにより前記伝送遅延時間の合計を測定してもよい。

本発明により、パイプライン処理を行う通信端末であっても、通信端末から各データ要素を要求する要求信号が受信された間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定することができる。

## 【 0 0 4 0 】

また、本第1の発明は、前記分布特性判定ステップにおいて、前記データ要素を受信した前記通信端末から接続のクローズ信号を受信し、前記要求信号を受信してから前記クローズ信号を受信するまでの時間間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定する認証サーバによる認証方法である。

この構成によれば、専用のソフトウェアを用いずに伝送遅延時間の測定を行うことができる。さらに、通信端末との接続を用いるため、複数の通信端末との伝送遅延時間を平行して測定することができる。

## 【 0 0 4 1 】

本第1の発明に係る認証サーバによる認証方法では、前記データ通信部が、前記通信端末に対して電話通信を行い、通話判定部が、前記データ通信部が前記通信端末から着信応答を受信したか否かを判定する通話判定ステップを、前記分布特性判定ステップの前、前記分布特性判定ステップと同時又は前記分布特性判定ステップと前記コンテンツ閲覧認証ステップの間にさらに有し、前記コンテンツ閲覧認証ステップにおいて、前記コンテンツ閲覧認証部は、前記分布特性判定ステップにおいて離散的であると判定しかつ前記通話判定ステップにおいて着信応答を受信したと判定した場合に前記コンテンツの閲覧を承認し、前記分布特性判定ステップにおいて離散的でないとして判定するか又は前記通話判定ステップにおいて着信応答を受信しないと判定した場合に前記コンテンツの閲覧を拒否してもよい。

本第1の発明に係る認証サーバによる認証方法は、通話判定ステップを有するため、通信端末が通話機能を有していることを確認することができる。そして、コンテンツ閲覧認証ステップにおいて通信端末が通話機能を有していることを確認した上でコンテンツの提供の認証を行うため、アクセス元が移動通信端末及びコンピュータのうちいずれであるかを、より安全にかつ正確に判断することができる。

## 【 0 0 4 2 】

本第1の発明に係る認証サーバによる認証方法では、前記データ通信部が、前記通信端末に対して電話通信を行い、通話変化判定部が、前記データ通信部による電話通信の後に、前記分布特性算出部の算出する伝送遅延時間の分布特性が変化したか否かを判定する通話変化判定ステップを、前記分布特性判定ステップの前、前記分布特性判定ステップと同時又は前記分布特性判定ステップと前記コンテンツ閲覧認証ステップの間にさらに有し、前記コンテンツ閲覧認証ステップにおいて、前記コンテンツ閲覧認証部は、前記分布特性判定ステップにおいて離散的であると判定しかつ前記通話変化判定ステップにおいて伝送

10

20

30

40

50

遅延時間の分布特性が変化すると判定した場合に前記コンテンツの閲覧を承認し、前記分布特性判定ステップにおいて離散的でないとして判定するか又は前記通話変化判定ステップにおいて伝送遅延時間の分布特性が変化しなかったと判定した場合に前記コンテンツの閲覧を拒否してもよい。

本第1の発明に係る認証サーバによる認証方法は、通話変化判定ステップを有するため、通信端末が通話機能を有する無線通信端末であることを確認することができる。そして、コンテンツ閲覧認証ステップにおいて通信端末が通話機能を有する無線通信端末であることを確認した上でコンテンツの提供の認証を行うため、アクセス元が移動通信端末及びコンピュータのうちいずれであるかを、より安全にかつ正確に判断することができる。

【0043】

10

上記第2の目的を達成するために、認証サーバ及び通信端末の間の伝送遅延時間が、認証サーバから通信端末への電話通信の実行前後で変化するかどうかに基づいて、通信端末のユーザが正規のユーザであるかどうかを判断することとした。

【0044】

具体的には、本第2の発明は、コンテンツの閲覧のための認証を行う通信端末とデータ通信を行うデータ通信部と、前記通信端末の識別子又はパスワードを前記通信端末の電話番号と対応付ける対応テーブルと、前記データ通信部が前記識別子又は前記パスワードを利用した前記コンテンツの閲覧のための認証を前記通信端末から行われたときに、前記対応テーブルで前記識別子又は前記パスワードと対応付けられた前記電話番号を利用した電話通信を実行する電話通信部と、前記データ通信部及び前記通信端末の間の伝送遅延時間を複数回にわたり測定する伝送遅延時間測定部と、前記電話通信部が電話通信を実行しているときに、前記電話通信部が電話通信を実行していないときと比べて、前記伝送遅延時間測定部が測定している前記伝送遅延時間に変化があるかどうかを判断する伝送遅延時間変化判断部と、前記伝送遅延時間変化判断部が前記伝送遅延時間に変化があると判断したときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間変化判断部が前記伝送遅延時間に変化がないと判断したときに、前記コンテンツの閲覧を拒否するコンテンツ閲覧認証部と、を備えることを特徴とする認証サーバである。

20

【0045】

この構成によれば、認証を行った通信端末及び電話通信を受けた通信端末が同一の通信端末であるかどうかを確認することができる。そのため、携帯電話のユーザに限定してコンテンツを閲覧させるときに、携帯電話のユーザが正規のユーザであるかどうかを安全にかつ正確に判断することができる。

30

【0046】

また、本第2の発明は、前記データ通信部は、前記通信端末に複数のデータ要素を包含するHTMLファイルを送信し、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号を受信し、前記伝送遅延時間測定部は、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号が受信された間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定することを特徴とする認証サーバである。

【0047】

40

この構成によれば、携帯電話は、ウェブブラウザを有していればよく、伝送遅延時間の測定用のソフトウェアを有していなくてもよい。

【0048】

ここで、前記データ通信部は、1つの前記要求信号の受信と1つの前記データ要素の送信を順に繰り返し、前記伝送遅延時間測定部は、各々の前記要求信号が受信された間隔を測定することにより前記伝送遅延時間の合計を測定してもよい。

本発明により、パイプライン処理を行う通信端末であっても、通信端末から各データ要素を要求する要求信号が受信された間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定することができる。

50

## 【0049】

また、本第2の発明は、前記データ通信部は、前記データ要素を受信した前記通信端末から接続のクローズ信号を受信し、前記伝送遅延時間測定部は、前記要求信号を受信してから前記クローズ信号を受信するまでの時間間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定する認証サーバである。

この構成によれば、専用のソフトウェアを用いずに伝送遅延時間の測定を行うことができる。さらに、通信端末との接続を用いるため、複数の通信端末との伝送遅延時間を平行して測定することができる。

## 【0050】

また、本第2の発明は、前記伝送遅延時間変化判断部は、前記電話通信部が電話通信を実行しているときに、前記電話通信部が電話通信を実行していないときと比べて、前記伝送遅延時間測定部が測定している前記伝送遅延時間に増加があるかどうかを判断し、前記コンテンツ閲覧認証部は、前記伝送遅延時間変化判断部が前記伝送遅延時間に増加があると判断したときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間変化判断部が前記伝送遅延時間に増加がないと判断したときに、前記コンテンツの閲覧を拒否することを特徴とする認証サーバである。

## 【0051】

この構成によれば、伝送遅延時間の変化内容を、携帯電話毎に様々に設定できる。

## 【0052】

また、本第2の発明は、前記伝送遅延時間変化判断部は、前記電話通信部が電話通信を実行しているときに、前記電話通信部が電話通信を実行していないときと比べて、前記データ通信部が前記通信端末から前記伝送遅延時間の測定用のパケットを受信していないかどうかを判断し、前記コンテンツ閲覧認証部は、前記伝送遅延時間変化判断部が前記伝送遅延時間の測定用のパケットの受信がないと判断したときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間変化判断部が前記伝送遅延時間の測定用のパケットの受信があると判断したときに、前記コンテンツの閲覧を拒否することを特徴とする認証サーバである。

## 【0053】

この構成によれば、伝送遅延時間の変化内容を、携帯電話毎に様々に設定できる。

## 【0054】

また、本第2の発明は、前記コンテンツ閲覧認証部は、前記伝送遅延時間変化判断部が前記伝送遅延時間に変化があると判断したうえで、前記電話通信に対し前記通信端末から着信応答がなされたときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間変化判断部が前記伝送遅延時間に変化があると判断したところ、前記電話通信に対し前記通信端末から着信応答がなされなかったときに、前記コンテンツの閲覧を拒否することを特徴とする認証サーバである。

## 【0055】

この構成によれば、携帯電話のユーザが正規のユーザであるかどうかをより安全にかつ正確に判断することができる。

## 【0056】

また、本第2の発明は、通信端末の行うコンテンツの閲覧のための認証を受け付けるコンテンツ閲覧認証受付ステップと、前記通信端末との間の伝送遅延時間を複数回にわたり測定する間に、前記コンテンツの閲覧のための認証に利用された識別子又はパスワードに対応付けられた電話番号を利用した電話通信を実行する電話通信実行ステップと、電話通信を実行しているときに、電話通信を実行していないときと比べて、測定している前記伝送遅延時間に変化があるかどうかを判断する伝送遅延時間変化判断ステップと、前記伝送遅延時間に変化があると判断したときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間に変化がないと判断したときに、前記コンテンツの閲覧を拒否するコンテンツ閲覧認証ステップと、を順に備えることを特徴とする認証サーバによる認証方法である。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 5 7 】

この構成によれば、認証を行った通信端末及び電話通信を受けた通信端末が同一の通信端末であるかどうかを確認することができる。そのため、携帯電話のユーザに限定してコンテンツを閲覧させるときに、携帯電話のユーザが正規のユーザであるかどうかを安全にかつ正確に判断することができる。

## 【 0 0 5 8 】

また、本第2の発明は、前記電話通信実行ステップは、前記通信端末に複数のデータ要素を包含するHTMLファイルを送信し、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号を受信し、前記通信端末から各データ要素を要求する要求信号が受信された間隔を測定することにより、前記認証サーバから前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記認証サーバまでの伝送遅延時間の合計を測定することを特徴とする認証サーバによる認証方法である。

10

## 【 0 0 5 9 】

この構成によれば、通信端末は、ウェブブラウザを有していればよく、伝送遅延時間の測定用のソフトウェアを有していなくてもよい。

## 【 0 0 6 0 】

ここで、前記電話通信実行ステップは、1つの前記要求信号の受信と1つの前記データ要素の送信を順に繰り返し、各々の前記要求信号が受信された間隔を測定することにより前記伝送遅延時間の合計を測定してもよい。

本発明により、パイプライン処理を行う通信端末であっても、通信端末から各データ要素を要求する要求信号が受信された間隔を測定することにより、前記データ通信部から前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記データ通信部までの伝送遅延時間の合計を測定することができる。

20

## 【 0 0 6 1 】

また、本第2の発明は、前記電話通信実行ステップは、前記データ要素を受信した前記通信端末から接続のクローズ信号を受信し、前記要求信号を受信してから前記クローズ信号を受信するまでの時間間隔を測定することにより、前記認証サーバから前記通信端末までの伝送遅延時間及び前記通信端末から前記認証サーバまでの伝送遅延時間の合計を測定する認証サーバによる認証方法である。

この構成によれば、専用のソフトウェアを用いずに伝送遅延時間の測定を行うことができる。さらに、通信端末との接続を用いるため、複数の通信端末との伝送遅延時間を平行して測定することができる。

30

## 【 0 0 6 2 】

また、本第2の発明は、前記伝送遅延時間変化判断ステップは、電話通信を実行しているときに、電話通信を実行していないときと比べて、測定している前記伝送遅延時間に増加があるかどうかを判断し、前記コンテンツ閲覧認証ステップは、前記伝送遅延時間に増加があると判断したときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間に増加がないと判断したときに、前記コンテンツの閲覧を拒否することを特徴とする認証サーバによる認証方法である。

## 【 0 0 6 3 】

この構成によれば、伝送遅延時間の変化内容を、携帯電話毎に様々に設定できる。

40

## 【 0 0 6 4 】

また、本第2の発明は、前記伝送遅延時間変化判断ステップは、電話通信を実行しているときに、電話通信を実行していないときと比べて、前記通信端末から前記伝送遅延時間の測定用のパケットを受信していないかどうかを判断し、前記コンテンツ閲覧認証ステップは、前記伝送遅延時間の測定用のパケットの受信がないと判断したときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間の測定用のパケットの受信があると判断したときに、前記コンテンツの閲覧を拒否することを特徴とする認証サーバによる認証方法である。

## 【 0 0 6 5 】

50

この構成によれば、伝送遅延時間の变化内容を、携帯電話毎に様々に設定できる。

【0066】

また、本第2の発明は、前記コンテンツ閲覧認証ステップは、前記伝送遅延時間変化判断ステップで前記伝送遅延時間に変化があると判断したうえに、前記電話通信に対し前記通信端末から着信応答がなされたときに、前記コンテンツの閲覧を承認し、前記伝送遅延時間変化判断ステップで前記伝送遅延時間に変化があると判断したところ、前記電話通信に対し前記通信端末から着信応答がなされなかったときに、前記コンテンツの閲覧を拒否することを特徴とする認証サーバによる認証方法である。

【0067】

この構成によれば、携帯電話のユーザが正規のユーザであるかどうかをより安全にかつ正確に判断することができる。

10

【0068】

なお、上記各発明は、可能な限り組み合わせることができる。

【発明の効果】

【0069】

本第1の発明によれば、移動通信端末のユーザに限定してコンテンツを閲覧させるにあたり、アクセス元が移動通信端末及びコンピュータのうちいずれであるかを、安全にかつ正確に判断することができる認証サーバ及び認証サーバによる認証方法を提供することができる。

【0070】

20

本第2の発明は、携帯電話のユーザに限定してコンテンツを閲覧させるときに、携帯電話のユーザが正規のユーザであるかどうかを安全にかつ正確に判断することができる認証サーバ及び認証サーバによる認証方法を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0071】

【図1】認証サーバの構成を示す図である。

【図2】認証サーバの処理を示す図である。

【図3】伝送遅延時間の測定方法を示す図である。

【図4】無線通信端末から閲覧認証を行った場合の伝送遅延時間の分布特性を示す図である。

30

【図5】有線通信端末から閲覧認証を行った場合の伝送遅延時間の分布特性を示す図である。

【図6】通信端末の識別方法を示す図である。

【図7】通信端末の識別方法を示す図である。

【図8】識別閾値及び識別確度の関係を示す図である。

【図9】実施形態3に係るコンテンツ提供システムの一例を示す。

【図10】通信端末200が真のスマートフォンである場合の伝送遅延時間の推移の一例を示す。

【図11】伝送遅延時間の算出方法の一例を示す。

【図12】実施形態4に係るコンテンツ提供システムの一例を示す。

40

【図13】パイプライン処理を行う場合の伝送遅延時間の測定方法を示す図である。

【図14】伝送遅延時間の測定方法の他の一例を示す図である。

【図15】実施形態5に係る認証サーバの構成を示す図である。

【図16】実施形態5に係る認証サーバの処理を示す図である。

【図17】伝送遅延時間の測定方法を示す図である。

【図18】正規の携帯電話が閲覧認証を行った場合の伝送遅延時間の变化内容を示す図である。

【図19】非正規の携帯電話が閲覧認証を行った場合の伝送遅延時間の变化内容を示す図である。

【図20】パイプライン処理を行う場合の伝送遅延時間の測定方法を示す図である。

50

【図 2 1】伝送遅延時間の測定方法の他の一例を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0072】

添付の図面を参照して本第 1 の発明の実施形態を説明する。以下に説明する実施形態は本発明の実施の例であり、本発明は、以下の実施形態に制限されるものではない。なお、本明細書及び図面において符号が同じ構成要素は、相互に同一のものを示すものとする。

【0073】

(実施形態 1)

認証サーバの構成を図 1 に示す。認証サーバ 1 は、通信端末 2 から閲覧認証を受け付けたときに、通信端末 2 が無線ネットワークを介した携帯電話 2 A であれば、閲覧を承認し、通信端末 2 が有線ネットワークを介したコンピュータ 2 B であれば、閲覧を拒否する。認証サーバ 1 は、コンテンツ格納部 1 1、データ通信部 1 2、伝送遅延時間測定部 1 3、伝送遅延時間分布特性判断部 1 4 及びコンテンツ閲覧認証部 1 5 から構成される。

10

【0074】

コンテンツ格納部 1 1 は、コンテンツを格納する。データ通信部 1 2 は、コンテンツの閲覧のための認証を行う通信端末 2 とデータ通信を行う。伝送遅延時間測定部 1 3 は、データ通信部 1 2 及び通信端末 2 の間の伝送遅延時間を複数回にわたり測定する。伝送遅延時間分布特性判断部 1 4 は、複数回にわたり測定された伝送遅延時間の分布特性が離散的であるかどうかを判断する。コンテンツ閲覧認証部 1 5 は、伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたときに、その通信端末 2 が無線通信端末であると認識し、コンテンツの閲覧を承認し、伝送遅延時間の分布特性が離散的でないとは判断されたときに、その通信端末 2 が有線通信端末であると認識し、コンテンツの閲覧を拒否する。

20

【0075】

認証サーバの処理を図 2 に示す。コンテンツ閲覧認証受付ステップでは、データ通信部 1 2 は、通信端末 2 の行うコンテンツの閲覧のための認証を受け付ける (ステップ S 1)。伝送遅延時間測定ステップでは、伝送遅延時間測定部 1 3 は、通信端末 2 との間の伝送遅延時間を複数回にわたり測定する (ステップ S 2)。伝送遅延時間測定ステップについては、図 3 を用いて後に詳述する。伝送遅延時間分布特性判断ステップでは、伝送遅延時間分布特性判断部 1 4 は、複数回にわたり測定された伝送遅延時間の分布特性が離散的であるかどうかを判断する (ステップ S 3 及び S 4)。伝送遅延時間分布特性判断ステップについては、図 4 から図 7 までを用いて後に詳述する。

30

【0076】

コンテンツ閲覧認証ステップについて説明する。コンテンツ閲覧認証部 1 5 は、伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたときに (ステップ S 4 において「YES」)、その通信端末 2 が無線通信端末であると認識し (ステップ S 5)、コンテンツの閲覧を承認する (ステップ S 6)。そして、データ通信部 1 2 は、コンテンツの閲覧の承認を携帯電話 2 A に通知するとともに、コンテンツ格納部 1 1 の格納するコンテンツを携帯電話 2 A に提供する。ただし、データ通信部 1 2 は、コンテンツの閲覧の承認に代えて、コンテンツ格納部 1 1 の格納するコンテンツのみを携帯電話 2 A に提供してもよい。コンテンツ閲覧認証部 1 5 は、伝送遅延時間の分布特性が離散的でないとは判断されたときに (ステップ S 4 において「NO」)、その通信端末 2 が有線通信端末であると認識し (ステップ S 7)、コンテンツの閲覧を拒否する (ステップ S 8)。そして、データ通信部 1 2 は、コンテンツの閲覧の拒否をコンピュータ 2 B に通知する。

40

【0077】

携帯電話 2 A のユーザに限定して認証サーバ 1 のコンテンツを閲覧させるにあたり、通信端末 2 が携帯電話 2 A 及びコンピュータ 2 B のうちいずれであるかを、安全にかつ正確に判断することができる。上述の判断は通信端末 2 が行うのではなく認証サーバ 1 が行うため、コンピュータ 2 B により分布特性が偽装されるおそれがない。

【0078】

次に、伝送遅延時間測定ステップの詳細について説明する。伝送遅延時間の測定方法を

50



図3に示す。通信端末2は、リクエストGET1を認証サーバ1に送信し、ウェブのトップページを要求する。データ通信部12は、レスポンスRES1を通信端末2に送信し、HTMLファイルを提供する。通信端末2は、HTMLファイルを解析し、HTMLファイルに含まれる複数の画像ファイルを以下のように要求する。

【0079】

通信端末2は、リクエストGET2を認証サーバ1に送信し、画像ファイルe1を要求する。データ通信部12は、レスポンスRES2を通信端末2に送信し、画像ファイルe1を提供する。通信端末2は、リクエストGET3を認証サーバ1に送信し、画像ファイルe2を要求する。データ通信部12は、レスポンスRES3を通信端末2に送信し、画像ファイルe2を提供する。通信端末2は、リクエストGET4を認証サーバ1に送信し、画像ファイルe3を要求する。データ通信部12は、レスポンスRES4を通信端末2に送信し、画像ファイルe3を提供する。通信端末2がHTMLファイルに含まれる全ての画像ファイルを取得するまで、以上の処理が繰り返される。

10

【0080】

伝送遅延時間測定部13は、リクエストGET2を通信端末2から受信してから次にリクエストGET3を通信端末2から受信するまでの時間  $t_1$  を、データ通信部12から通信端末2までの伝送遅延時間及び通信端末2からデータ通信部12までの伝送遅延時間の合計として測定する。伝送遅延時間測定部13は、リクエストGET3を通信端末2から受信してから次にリクエストGET4を通信端末2から受信するまでの時間  $t_2$  を、データ通信部12から通信端末2までの伝送遅延時間及び通信端末2からデータ通信部12までの伝送遅延時間の合計として測定する。データ通信部12がHTMLファイルに含まれる全ての画像ファイルを提供するまで、以上の処理が繰り返される。

20

【0081】

ここで、伝送遅延時間測定部13は、リクエストGET1を通信端末2から受信してから次にリクエストGET2を通信端末2から受信するまでの時間を測定しないことが好ましい。これは、当該時間が、データ通信部12から通信端末2までの伝送遅延時間及び通信端末2からデータ通信部12までの伝送遅延時間を含むのみならず、通信端末2でのHTMLファイルの解析時間をさらに含むためである。

【0082】

携帯電話2Aは、ウェブブラウザを有していればよく、伝送遅延時間の測定用のソフトウェアを有していなくてもよく、新しいソフトウェアの開発は不要である。

30

【0083】

携帯電話2Aによってはパイプライン処理を行うものがある。パイプライン処理は、要求信号をまとめて送信することで、ページのアクセスを高速にすることができる処理である。例えば、図13に示すように、通信端末2が、画像ファイルe1の要求信号であるリクエストGET2と、画像ファイルe2の要求信号であるリクエストGET3と、画像ファイルe3の要求信号であるリクエストGET4と、をまとめて送信する。このようなパイプライン処理を行う携帯電話2Aの場合、携帯電話2AがリクエストGET2及びリクエストGET3をほぼ同時に送信するため、リクエストGET2からリクエストGET3までの時間を測定しても、伝送遅延時間の合計を測定することができない。そこで、認証サーバ1のデータ通信部12は、1つの要求信号の受信と1つのデータ要素の送信を順に繰り返す。そして、伝送遅延時間測定部13は、各々の要求信号が受信された間隔を測定することにより伝送遅延時間の合計を測定する。

40

【0084】

例えば、データ通信部12は、リクエストGET2、リクエストGET3及びリクエストGET4をまとめて受信すると、リクエストGET2に対するレスポンスRES2を通信端末2に送信し、その後にレスポンスRES2の送信後にデータ通信部12がTCPのコネクションをcloseする。このように、リクエストGET3及びリクエストGET4に対してはレスポンスRES3及びレスポンスRES4を送信しない。これにより、通信端末2は、レスポンスRES2の受信後に、改めてリクエストGET3を送信する。

50

## 【 0 0 8 5 】

伝送遅延時間測定部 1 3 は、まとめて受信したリクエスト G E T 2、リクエスト G E T 3 及びリクエスト G E T 4 のうちのリクエスト G E T 2 を受信してから、再送させたリクエスト G E T 3 を受信するまでの時間  $t_1$  を、データ通信部 1 2 から通信端末 2 までの伝送遅延時間及び通信端末 2 からデータ通信部 1 2 までの伝送遅延時間の合計として測定する。

## 【 0 0 8 6 】

また、パイプライン処理を行う携帯電話 2 A に対応するために、ウェブのトップページを要求するリクエスト G E T 1 を受信したデータ通信部 1 2 は、パイプライン処理に対応していない旨の情を通信端末 2 に送信し、通信端末 2 のパイプライン処理を停止させてもよい。具体的には、H T T P / 1 . 0 又は H T T P / 0 . 9 の仕様の H T T P である旨を通信端末 2 に送信する。こうすることで、図 3 に示すような、1 つの要求信号の受信と 1 つのデータ要素の送信を順に繰り返す伝送遅延時間の測定を行うことができる。

## 【 0 0 8 7 】

図 1 4 に、伝送遅延時間測定部 1 3 における他の伝送遅延時間測定方法の一例を示す。通信端末 2 は、画像ファイル e 2 を受信すると、T C P のクローズ信号 ( F I N ) C 2 を認証サーバ 1 に送信する。本方式は、この T C P のクローズ信号 ( F I N ) を利用し、認証サーバ 1 が要求信号を受信してから、データ要素を送信後のクローズ信号を受信するまでの間隔を、伝送遅延時間として測定する。例えば、伝送遅延時間測定部 1 3 は、認証サーバ 1 がリクエスト G E T 2 を受信してから、クローズ信号 C 2 を通信端末 2 から受信するまでの間隔を、伝送遅延時間  $t_1$  として測定する。

## 【 0 0 8 8 】

この方式は、パイプライン方式ではなく、T C P のコネクションを同時に複数確立する場合に適用できる。このため、複数のコネクションの数分だけ、同時に伝送遅延時間を測定することができるとともに、画像のダウンロードの高速化を図ることができる。画像のサイズが大きい場合には、後から送られた G E T に対するクローズ時間が遅くなるので、伝送遅延時間が長くなることが予想されるが、通信端末 2 と認証サーバ 1 間の伝送遅延特性は含まれているので、処理データとして使用することができる。

## 【 0 0 8 9 】

次に、伝送遅延時間分布特性判断ステップの詳細について説明する。伝送遅延時間の分布特性を図 4 及び図 5 に示す。伝送遅延時間が複数回にわたり測定されており、所定の範囲の伝送遅延時間が測定された頻度がヒストグラムの形式で計測される。無線通信端末からの閲覧認証時の伝送遅延時間の分布特性を図 4 に示す。無線ネットワークを介した携帯電話 2 A からの閲覧認証があったときには、伝送遅延時間の分布特性が離散的になる。つまり、伝送遅延時間に対して約 1 0 m s 間隔で頻度のピークが出現する。有線通信端末からの閲覧認証時の伝送遅延時間の分布特性を図 5 に示す。有線ネットワークを介したコンピュータ 2 B からの閲覧認証があったときには、伝送遅延時間の分布特性が非離散的になる。つまり、伝送遅延時間に対して頻度のピークが 1 つしか出現しない。

## 【 0 0 9 0 】

伝送遅延時間分布特性判定部 1 4 は、伝送遅延時間の分布特性が離散的であるかどうかを判断するために、以下のように処理を実行する。まず、最頻値から約 1 0 m s の自然数倍だけ離れた伝送遅延時間での頻度を加算する。次に、加算値を最頻値での頻度で除算し除算値を所定の閾値と比較する。除算値が所定の閾値より大きいときには、伝送遅延時間に対して約 1 0 m s 間隔で頻度のピークが出現していると判断し、無線ネットワークを介した携帯電話 2 A からの閲覧認証があったと判断する。除算値が所定の閾値より小さいときには、伝送遅延時間に対して頻度のピークが 1 つしか出現していないと判断し、有線ネットワークを介したコンピュータ 2 B からの閲覧認証があったと判断する。ここで、所定の閾値は、判断精度を高くするべく設定される。

## 【 0 0 9 1 】

通信端末の識別方法を図 6 及び図 7 に示す。通信端末 2 の識別処理の全回数は、何回で

10

20

30

40

50

あってもよく、識別精度の高低に応じて設定される。まず、通信端末2の識別処理の回数  
を表すパラメータ $r$ を0にリセットする(ステップS11)。

【0092】

伝送遅延時間の最小値 $Min$ 及び最大値 $Max$ を検索する(ステップS12)。最小値  
 $Min$ から最大値 $Max$ まで、 $1ms$ のピン幅で頻度を計算する(ステップS13)。伝  
送遅延時間の最頻値 $Mode0$ を検索し、最頻値 $Mode0$ での頻度を $C_0$ とおく(ステ  
ップS14)。パラメータ $r$ は0にリセットされており(ステップS15においてNO)  
、ステップS16に進む。ステップS15については後述する。

【0093】

無線通信端末からの閲覧認証時には、伝送遅延時間は $10ms$ の自然数倍又は $10ms$   
の自然数倍の周辺となることが多い。ここで、最頻値 $Mode0$ が $10ms$ の自然数倍で  
あれば、最頻値 $Mode0$ から $10ms$ の自然数倍だけ離れた伝送遅延時間において頻度  
のピークを認めやすく、離散的な分布特性を認めやすい。しかし、最頻値 $Mode0$ が $1$   
 $0ms$ の自然数倍の周辺であれば、最頻値 $Mode0$ から $10ms$ の自然数倍だけ離れた  
伝送遅延時間において頻度のピークを認めにくく、離散的な分布特性を認めにくい。

【0094】

そこで、原則として、最頻値 $Mode0$ の1の位を四捨五入し新たな最頻値 $Mode$ と  
する。ただし、伝送遅延時間が $10ms$ の自然数倍又は $10ms$ の自然数倍の周辺となる  
ことが少ない $User Agent$ がある。その $User Agent$ を会社Aとする。  
そこで、 $User Agent$ が会社Aであるときには、例外として、最頻値 $Mode0$   
を新たな最頻値 $Mode$ とし、 $User Agent$ が会社A以外のその他の会社である  
ときには、原則どおり、最頻値 $Mode0$ の1の位を四捨五入して新たな最頻値 $Mode$   
とする(ステップS16)。

【0095】

ここで、 $User Agent$ は、通信端末2のID、パスワード、携帯電話会社に固有  
なID及び電話番号などを用いて判定すればよい。ただし、携帯電話会社に固有なID  
及び電話番号が改竄されにくいことを考慮すれば、 $User Agent$ は、携帯電話会  
社に固有なID及び電話番号を用いて判定することが望ましい。さらに、携帯電話会  
社に固有なIDを付与しない会社が存在することを考慮すれば、 $User Agent$ は、電  
話番号を用いて判定することがなお望ましい。

【0096】

最頻値 $Mode$ から $10ms$ の自然数倍だけ離れた伝送遅延時間の周辺での最大頻度を  
計算し、自然数が様々である場合について最大頻度を加算する。加算値を最頻値 $Mode$   
 $0$ での頻度 $C_0$ で除算し除算値を所定の閾値と比較する。

【0097】

自然数が様々である場合について最大頻度を加算するにあたり、自然数 $n$ を1にセ  
ットし最大頻度の合計 $Total$ を0にリセットする(ステップS17)。自然数 $n$ が1、2  
、3及び4である場合について、ステップS18からS25までを繰り返す。

【0098】

$T_{+n} = Mode + 10n$ に対して、 $[T_{+n} - 2, T_{+n} + 2]$ の範囲の最大頻度 $C_{+n}$   
を計算し、 $T_{-n} = Mode - 10n$ に対して、 $[T_{-n} - 2, T_{-n} + 2]$ の範囲  
の最大頻度 $C_{-n}$ を計算する(ステップS18)。最大頻度 $C_{+n}$ が最大頻度 $C_{-n}$ より  
大きいときには(ステップS19においてYES)、最大頻度 $C_n$ を最大頻度 $C_{+n}$ にセ  
ットする(ステップS20)。最大頻度 $C_{-n}$ が最大頻度 $C_{+n}$ より大きいときには(ス  
テップS19においてNO)、最大頻度 $C_n$ を最大頻度 $C_{-n}$ にセットする(ステップS  
21)。そして、原則として、最大頻度 $C_n$ を加算対象とする。

【0099】

有線通信端末からの閲覧認証時でも、最大頻度 $C_n$ が所定値より大きくなったときには  
、上述の除算値が所定の閾値より大きくなることもあり、無線通信端末からの閲覧認証と  
誤認されることがある。そこで、最大頻度 $C_n$ が所定値より大きくなったときには、例外

10

20

30

40

50

として、最大頻度  $C_n$  より小さい頻度を加算対象とする。

【0100】

無線通信端末からの閲覧認証時でも、伝送遅延時間に対して頻度のピークが1つ又は2つしか出現しないことがある  $User Agent$  があり、最大頻度  $C_n$  より小さい頻度を加算対象としてしまえば、有線通信端末からの閲覧認証と誤認されることがある。その  $User Agent$  を会社Bとする。そこで、 $User Agent$  が会社Bであるときには、原則どおり、最大頻度  $C_n$  を加算対象とする。

【0101】

$F_n = C_n / C_0$  を計算する。 $F_n$  が所定の閾値の半分  $Threshold / 2$  より小さいときには(ステップS22においてNO)、原則どおり、最大頻度の合計  $Total$  として、現状値に  $F_n$  を加算した値にセットする(ステップS25)。 $F_n$  が所定の閾値の半分  $Threshold / 2$  より大きいときには(ステップS22においてYES)、 $User Agent$  が会社Bでありかつパラメータ  $r$  が0であること(条件Xという)が成立するかどうかを判断する(ステップS23)。条件Xが成立するときには(ステップS23においてYES)、原則どおり、最大頻度の合計  $Total$  として、現状値に  $F_n$  を加算した値にセットする(ステップS25)。条件Xが成立しないときには(ステップS23においてNO)、例外として、所定の閾値の半分  $Threshold / 2$  を新たな  $F_n$  としたうえで(ステップS24)、最大頻度の合計  $Total$  として、現状値に新たな  $F_n$  を加算した値にセットする(ステップS25)。

10

【0102】

自然数  $n$  が1、2、3及び4である場合について、ステップS18からS25までを繰り返し、最大頻度の合計  $Total$  が所定の閾値  $Threshold$  より大きいかどうかを判断する(ステップS26)。最大頻度の合計  $Total$  が所定の閾値  $Threshold$  より大きいときには(ステップS26においてYES)、原則として、閲覧認証は無線通信端末からであると識別する(ステップS28)。最大頻度の合計  $Total$  が所定の閾値  $Threshold$  より小さいときには(ステップS26においてNO)、原則として、閲覧認証は有線通信端末からであると識別する(ステップS30)。ここで、所定の閾値  $Threshold$  は、 $User Agent$  に応じて設定してもよい。

20

【0103】

有線通信端末からの閲覧認証時でも、閲覧認証がコンピュータ2B用のデータモジュールからであるときには、最大頻度の合計  $Total$  が所定の閾値  $Threshold$  より大きくなることがあり、無線通信端末からの閲覧認証であると誤認されることがある。しかし、携帯電話2Aは電話回線を使用することができるが、コンピュータ2B用のデータモジュールは電話回線を使用できないため、このことを利用して携帯電話2A及びコンピュータ2B用のデータモジュールからの閲覧認証を区別することができる。

30

【0104】

つまり、データ通信部12は、通信端末2に対して電話通信を行う。なお、この電話通信は、人間の音声のデータのみならず、あらゆるデータをも伝送する。そして、コンテンツ閲覧認証部15は、電話通信に対し通信端末2から着信応答がなされたときに、その通信端末2が電話回線を使用する携帯電話2Aであると認識し、コンテンツの閲覧を承認し、電話通信に対し通信端末2から着信応答がなされなかったときに、その通信端末2が電話回線を使用しないコンピュータ2Bのデータモジュールであると認識し、コンテンツの閲覧を拒否する。ここで、認証サーバ1は、通信端末2の電話番号のデータを格納していればよい。そして、携帯電話2Aがユーザの音声を検知することにより、着信応答を返してもよく、携帯電話2Aが自己にインストールされたソフトウェアを用いて自動音声出力することにより、着信応答を返してもよい。さらに、携帯電話2Aがユーザの受信ボタン押下を検知することにより、着信応答を返してもよく、携帯電話2Aが自己にインストールされたソフトウェアを用いて信号を送出することにより、着信応答を返してもよい。

40

【0105】

最大頻度の合計  $Total$  が所定の閾値  $Threshold$  より大きいというに(ステッ

50

プ S 2 6 において Y E S )、電話通信に対して着信応答があったときには (ステップ S 2 7 において Y E S )、原則どおり、閲覧認証は携帯電話 2 A からであると識別する (ステップ S 2 8)。最大頻度の合計 T o t a l が所定の閾値 T h r e s h o l d より大きいところ (ステップ S 2 6 において Y E S )、電話通信に対して着信応答がなかったときには (ステップ S 2 7 において N O)、例外として、閲覧認証はコンピュータ 2 B のデータモジュールからであると識別する (ステップ S 3 0)。

【 0 1 0 6 】

無線通信端末からの閲覧認証時でも、数 m s 又は 1 0 数 m s の伝送遅延時間で頻度のピークが出現することがあり、その場合にその伝送遅延時間を最頻値 M o d e 0 とすれば離散的な分布特性を認めにくい。そこで、最初に検索した最頻値 M o d e 0 以外で再び最頻値 M o d e 0 を検索し再識別を行う。

10

【 0 1 0 7 】

最大頻度の合計 T o t a l が所定の閾値 T h r e s h o l d より小さいうえに (ステップ S 2 6 において N O)、パラメータ r が 0 でないときには (ステップ S 2 9 において N O)、原則どおり、閲覧認証は有線通信端末からであると識別する (ステップ S 3 0)。最大頻度の合計 T o t a l が所定の閾値 T h r e s h o l d より小さいところ (ステップ S 2 6 において N O)、パラメータ r が 0 であるときには (ステップ S 2 9 において Y E S)、例外として、再識別を行うためにステップ S 3 1 及び S 3 2 に進む。

【 0 1 0 8 】

ステップ S 3 1 では、通信端末 2 の識別処理の回数を表すパラメータ r を 1 にセットし、最初に検索した最頻値 M o d e 0 での頻度 C<sub>0</sub> を 0 にセットする。ステップ S 3 2 では、最頻値 M o d e 0 及び最頻値 M o d e を 0 にリセットする。ステップ S 3 1 及び S 3 2 を行ったうえで、ステップ S 1 4 及び S 1 5 に進む。ステップ S 1 5 では、パラメータ r が 1 でありかつ最頻値 M o d e 0 が 1 0 m s より小さくかつ最頻値 M o d e 0 での頻度 C<sub>0</sub> が 1 以下であること (条件 Y という) が成立するかどうかを判断する。条件 Y が成立するときには (ステップ S 1 5 において Y E S)、閲覧認証は有線通信端末からであると識別する (ステップ S 3 0)。条件 Y が成立しないときには (ステップ S 1 5 において N O)、ステップ S 1 6 に進む。このように、数 m s 又は 1 0 数 m s の伝送遅延時間で頻度のピークが出現することがある無線通信端末からの閲覧認証を有線通信端末からの閲覧認証と区別することができる。

20

30

【 0 1 0 9 】

識別閾値及び識別確度の関係を図 8 に示す。横軸は所定の閾値 T h r e s h o l d を示し、縦軸は識別の確度を示す。矩形のデータポイントはコンピュータ 2 B からの閲覧認証について識別確度を示し、三角のデータポイントは会社 A 及び会社 B 以外の会社の携帯電話 2 A からの閲覧認証について識別確度を示し、円形のデータポイントは会社 A の携帯電話 2 A からの閲覧認証について識別確度を示す。いずれのデータポイントも再識別を考慮に入れている。

【 0 1 1 0 】

所定の閾値 T h r e s h o l d が大きいほど、最大頻度の合計 T o t a l は所定の閾値 T h r e s h o l d を越えにくい (ステップ S 2 6 において N O)。よって、有線通信端末からの閲覧認証が無線通信端末からの閲覧認証と誤認されることは少ないが、無線通信端末からの閲覧認証が有線通信端末からの閲覧認証と誤認されることが多い。

40

【 0 1 1 1 】

所定の閾値 T h r e s h o l d が小さいほど、最大頻度の合計 T o t a l は所定の閾値 T h r e s h o l d を越えやすい (ステップ S 2 6 において Y E S)。よって、無線通信端末からの閲覧認証が有線通信端末からの閲覧認証と誤認されることは少ないが、有線通信端末からの閲覧認証が無線通信端末からの閲覧認証と誤認されることが多い。

【 0 1 1 2 】

そこで、所定の閾値 T h r e s h o l d を、大き過ぎもせず小さ過ぎもしない値に設定することが好ましい。具体的には、図 8 の場合においては、所定の閾値 T h r e s h o l d

50

dを、0.4程度の値に設定することが好ましい。

【0113】

本実施形態では、最大頻度の合計Totalが所定の閾値Thresholdより大きいときには、無線通信端末からの閲覧認証があったと識別し、最大頻度の合計Totalが所定の閾値Thresholdより小さいときには、有線通信端末からの閲覧認証があったと識別している。他の実施形態では、最大頻度の合計Totalが所定の閾値Thresholdより大きいほど、無線通信端末からの閲覧認証があった確率が高いと判定し、最大頻度の合計Totalが所定の閾値Thresholdより小さいほど、有線通信端末からの閲覧認証があった確率が高いと判定してもよい。

【0114】

他の実施形態では、識別確度をより向上させるために、通信端末2のID、携帯電話会社のネットワーク内で生成される固有のID、通信端末2のパスワード及び通信端末2の位置情報などの識別要素を、伝送遅延時間の分布特性及び電話通信への着信応答と複合的に併用してもよい。本実施形態を利用して、無線通信端末からの閲覧認証が相当高い確率でなされたと判定したときには、少ない個数の識別要素さえ満足すれば、無線通信端末からの閲覧認証が確実になされたと判定してもよい。本実施形態を利用して、無線通信端末からの閲覧認証が若干低い確率でなされたと判定したときには、多い個数の識別要素を満足して初めて、無線通信端末からの閲覧認証が確実になされたと判定してもよい。

【0115】

本実施形態では、認証サーバ1がコンテンツ格納部11においてコンテンツを格納している。他の実施形態では、認証サーバ1はコンテンツを格納しておらず、認証サーバ1以外のコンテンツサーバがコンテンツを格納してもよい。このとき、データ通信部12は、コンテンツの閲覧の承認を携帯電話2Aに通知するとともに、認証サーバ1以外のコンテンツサーバの格納するコンテンツを携帯電話2Aに提供すればよい。

【0116】

本実施形態では、携帯電話2A又はコンピュータ2Bが、閲覧要求を発行し閲覧可否を通知されている。他の実施形態では、携帯電話2A以外の他の装置が、閲覧要求を発行し閲覧承認を通知されてもよい。ただし、本実施形態及び他の実施形態の両方において、携帯電話2Aが閲覧認証を行うことに変わりはない。つまり、他の実施形態では、他の装置が閲覧要求を発行し、認証サーバ1が携帯電話2Aに認証要求を発行し、携帯電話2Aが閲覧認証を行い、認証サーバ1が他の装置に閲覧承認を通知しコンテンツを提供する。ただし、認証サーバ1が閲覧承認に代えてコンテンツのみを提供してもよい。このとき、認証サーバ1は、他の装置及び携帯電話2Aに関する情報を対応付けて記憶している。なお、他の装置は、無線ネットワークを介してもよく、有線ネットワークを介してもよい。

【0117】

(実施形態2)

本実施形態に係る認証サーバによる認証方法は、実施形態1で説明したコンテンツ閲覧認証ステップにおいて電話通信を用いることを特徴とする。そのため、コンテンツ閲覧認証ステップの前に、図1に示すデータ通信部12は、通信端末に対して電話通信を行う。そして、コンテンツ閲覧認証ステップにおいて、本実施形態に係る認証サーバは以下のように動作する。

【0118】

コンテンツ閲覧認証部15は、伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたうえに、電話通信に対し伝送遅延時間の分布特性が変化したときに、コンテンツの閲覧を承認する。一方、コンテンツ閲覧認証部15は、伝送遅延時間の分布特性が離散的であると判断されたところ、電話通信に対し伝送遅延時間の分布特性が変化しなかったときに、コンテンツの閲覧を拒否する。

【0119】

例えば、図7に示すステップS27において、着信応答があるか否かに代えて、伝送遅延時間の分布特性が変化したか否かを判定する。通信端末が携帯電話2Aである場合、通

10

20

30

40

50

信端末は、電話通信を行うと、伝送遅延時間が一時的又は継続的に長くなったり、認証を行うための通信を中断したりする。そうすると、長い伝送遅延時間の分布が増えたり、伝送遅延時間の分布が全体的に減ったりといった変化が生じる。一方、通信端末がコンピュータ 2 B である場合、通信端末は、電話通話を行っても、伝送遅延時間が一時的又は継続的に長くなったり、認証を行うための通信を中断したりすることもない。このため、電話通話を行ったときの伝送遅延時間の分布特性の変化を検出することで、通信端末 2 0 0 が携帯電話 2 A 又はコンピュータ 2 B のいずれであるのかを判別することができる。そして、分布特性が変化した場合には閲覧認証は携帯電話 2 A からであると識別し（ステップ S 2 8 ）、分布特性が変化しない場合にはステップ S 3 0 に移行する。

#### 【 0 1 2 0 】

10

また、図 7 に示すステップ S 2 7 において、着信応答があるか否かに加えて、さらに伝送遅延時間の分布特性が変化したか否かを判定してもよい。この場合、着信応答がありかつ分布特性が変化した場合にはステップ S 2 8 に移行し、着信応答がないか又は分布特性が変化しない場合には閲覧認証はコンピュータ 2 B のデータモジュールからであると識別する（ステップ S 3 0 ）。これにより、通信端末が携帯電話 2 A 又はコンピュータ 2 B のいずれであるかをさらに正確に判定することができる。

#### 【 0 1 2 1 】

（実施形態 3）

図 9 に、実施形態 3 に係るコンテンツ提供システムの一例を示す。認証サーバ 1 0 3 は、通信端末 2 0 0 にコンテンツを提供するに際し、通信端末 2 0 0 が真のスマートフォンであるのか、又はコンピュータがスマートフォンに成りすました偽のスマートフォンであるかを判定する。そして、認証サーバ 1 0 3 は、通信端末 2 0 0 が真のスマートフォンであればコンテンツを提供し、通信端末 2 0 0 が偽のスマートフォンであればコンテンツを提供しない。

20

#### 【 0 1 2 2 】

認証サーバ 1 0 3 は、コンテンツ格納部 3 1 と、データ通信部 3 2 と、伝送遅延時間測定部 3 3 と、抽出部 3 5 と、分布特性算出部 3 4 と、分布特性判定部 3 6 と、コンテンツ閲覧認証部 3 7 と、通話判定部 3 8 と、を備える。コンテンツ格納部 3 1 は、通信端末 2 0 0 に提供するコンテンツを格納する。

#### 【 0 1 2 3 】

30

図 2 に、実施形態 3 に係る認証サーバによる認証方法の一例を示す。本実施形態に係る認証サーバによる認証方法は、閲覧認証受け付けステップと、分布特性判定ステップと、コンテンツ閲覧認証ステップと、を順に有する。閲覧認証受け付けステップでは、データ通信部 3 2 は、通信端末 2 0 0 の行うコンテンツの閲覧のための認証を受け付ける（図 2 に示す符号 S 1 ）。分布特性判定ステップでは、ステップ S 2 ~ S 4 を実行する。コンテンツ閲覧認証ステップでは、ステップ S 5 ~ S 8 を実行する。

#### 【 0 1 2 4 】

以下、分布特性判定ステップについて説明する。

データ通信部 3 2 は、コンテンツの閲覧のための認証を行う通信端末 2 0 0 とデータ通信を行う。伝送遅延時間測定部 3 3 は、データ通信部 3 2 及び通信端末 2 0 0 の間の伝送遅延時間を複数回にわたり測定する（図 2 に示す符号 S 2 ）。この結果、通信端末 2 0 0 が真のスマートフォンである場合、図 1 0 に示すように、伝送遅延時間に鋭いピーク P 1 ~ P 4 が現れる。

40

#### 【 0 1 2 5 】

抽出部 3 5 は、伝送遅延時間測定部 3 3 の測定した伝送遅延時間を蓄積して各ピーク P 1 ~ P 4 のピーク値である伝送遅延時間を検出し、各ピーク値を含む一定範囲 T 内の伝送遅延時間を抽出する。ここで、一定範囲 T は、伝送遅延時間のピークとバックグラウンドとを分離可能な閾値  $t_T$  を超えかつ複数のピーク値を含む任意の範囲である。

#### 【 0 1 2 6 】

そして、分布特性算出部 3 4 は、抽出部 3 5 の抽出した伝送遅延時間を蓄積して伝送遅

50

延時間の分布特性を算出する。そうすると、通信端末 200 が真のスマートフォンである場合は図 4 に示すような離散的な分布となり、通信端末 200 が偽のスマートフォンである場合は図 5 に示すような非離散的な分布となる。

【0127】

分布特性判定部 36 は、分布特性算出部 34 の算出した分布特性が離散的であるか否かを判定する（図 2 に示す符号 S4）。これにより、通信端末 200 が真のスマートフォンであるのか偽のスマートフォンであるのかを判定することができる。

【0128】

以下、コンテンツ閲覧認証ステップについて説明する。

コンテンツ閲覧認証部 37 は、分布特性判定部 36 が離散的であると判定すると（ステップ S4 において「YES」）、真のスマートフォンからの閲覧認証と認識し（図 2 に示す符号 S5）、コンテンツの閲覧を承認する（図 2 に示す符号 S6）。すると、データ通信部 32 は、コンテンツの閲覧の承認を通信端末 200 に通知するとともに、コンテンツ格納部 31 の格納するコンテンツを通信端末 200 に提供する。ただし、データ通信部 32 は、コンテンツの閲覧の承認に代えて、コンテンツ格納部 31 の格納するコンテンツのみを通信端末 200 に提供してもよい。

10

一方、コンテンツ閲覧認証部 37 は、分布特性判定部 36 が離散的でないとして判定すると（図 2 に示す符号 S4 において「NO」）、偽のスマートフォンからの閲覧認証と認識し（図 2 に示す符号 S7）、コンテンツの閲覧を拒否する（図 2 に示す符号 S8）。すると、データ通信部 32 は、コンテンツ格納部 31 の格納するコンテンツを通信端末 200 に送信せず、コンテンツの閲覧の拒否を通信端末 200 に通知する。

20

【0129】

真のスマートフォンのユーザに限定して認証サーバ 103 のコンテンツを閲覧させるにあたり、通信端末 200 が真のスマートフォンであるのか又は偽のスマートフォンであるかを、安全にかつ正確に判断することができる。上述の判断は通信端末 200 が行うのではなく認証サーバ 103 が行うため、コンピュータにより分布特性が偽装されるおそれがない。

【0130】

本実施形態では、通話判定ステップ（不図示）を有していても良い。通話判定ステップは、閲覧認証受け付けステップと分布特性判定ステップの間、分布特性判定ステップと同時又は分布特性判定ステップとコンテンツ閲覧認証ステップの間に実行される。

30

【0131】

通話判定ステップでは、本実施形態に係るコンテンツ提供システムは、以下のように動作する。データ通信部 32 は、通信端末に対して電話通信を行う。通話判定部 38 は、データ通信部 32 が通信端末 200 から着信応答を受信したか否かを判定する。通信端末 200 から着信応答を受信することによって、通信端末 200 が携帯電話やスマートフォンなどの電話機能を有する端末であることを確認することができる。通信端末 200 から着信応答を受信できなかった場合は、通信端末 200 がコンピュータなどの電話機能を有さない成りすましの端末であることを確認することができる。

【0132】

40

通話判定ステップを有する場合、コンテンツ閲覧認証ステップにおいて、本実施形態に係るコンテンツ提供システムは、以下のように動作する。

コンテンツ閲覧認証部 37 は、分布特性判定部 36 において離散的であると判定しかつ通話判定部 38 において着信応答を受信したと判定した場合、コンテンツの閲覧を承認する。すると、データ通信部 32 は、コンテンツの閲覧の承認を通信端末 200 に通知するとともに、コンテンツ格納部 31 の格納するコンテンツを通信端末 200 に提供する。

一方、コンテンツ閲覧認証部 37 は、分布特性判定部 36 において離散的でないとして判定するか又は通話判定部 38 において着信応答を受信しないと判定した場合、コンテンツの閲覧を拒否する。すると、データ通信部 32 は、コンテンツ格納部 31 の格納するコンテンツを通信端末 200 に送信せず、コンテンツの閲覧の拒否を通信端末 200 に通知する

50



## 【0133】

次に、ステップS2における伝送遅延時間の測定の詳細について説明する。データ通信部32は、通信端末200に複数のデータ要素を包含するHTMLファイルを送信し、通信端末200から各データ要素を要求する要求信号を受信する。そして、伝送遅延時間測定部33は、通信端末200から各データ要素を要求する要求信号が受信された間隔を測定することにより、データ通信部32から通信端末200までの伝送遅延時間及び通信端末200からデータ通信部32までの伝送遅延時間の合計を測定する。ここで、データ要素は、例えば、画像ファイルである。

## 【0134】

図3に、データ要素が画像ファイルである場合における伝送遅延時間の測定方法の一例を示す。

通信端末200は、リクエストGET1を認証サーバ103に送信し、ウェブのトップページを要求する。データ通信部32は、レスポンスRES1を通信端末200に送信し、HTMLファイルを提供する。通信端末200は、HTMLファイルを解析し、HTMLファイルに包含される複数の画像ファイルe1、e2、e3・・・を以下のように要求する。

## 【0135】

通信端末200は、リクエストGET2を認証サーバ103に送信し、画像ファイルe1を要求する。データ通信部32は、レスポンスRES2を通信端末200に送信し、画像ファイルe1を提供する。通信端末200は、リクエストGET3を認証サーバ103に送信し、画像ファイルe2を要求する。データ通信部32は、レスポンスRES3を通信端末200に送信し、画像ファイルe2を提供する。通信端末200は、リクエストGET4を認証サーバ103に送信し、画像ファイルe3を要求する。データ通信部32は、レスポンスRES4を通信端末200に送信し、画像ファイルe3を提供する。通信端末200がHTMLファイルに包含される全ての画像ファイルを取得するまで、以上の処理が繰り返される。

## 【0136】

図11に、伝送遅延時間の算出方法の一例を示す。伝送遅延時間測定部33は、リクエストGET2を通信端末200から受信してから次にリクエストGET3を通信端末200から受信するまでの時間  $t_1$  を、データ通信部32から通信端末200までの伝送遅延時間として測定する。伝送遅延時間測定部33は、リクエストGET3を通信端末200から受信してから次にリクエストGET4を通信端末200から受信するまでの時間  $t_2$  を、データ通信部32から通信端末200までの伝送遅延時間として測定する。データ通信部32がHTMLファイルに包含される全ての画像ファイルを提供するまで、以上の処理が繰り返される。これにより、図10に示す伝送遅延時間が得られる。

## 【0137】

なお、通信端末200は、ウェブブラウザを有していればよく、伝送遅延時間の測定用のソフトウェアを有していなくてもよく、新しいソフトウェアの開発は不要である。

## 【0138】

また、パイプライン処理を行う携帯電話2Aの対応は実施形態1で説明したとおりである。

## 【0139】

次に、図4及び図5を参照しながら伝送遅延時間分布特性判断ステップの詳細について説明する。伝送遅延時間が複数回にわたり測定されており、所定の範囲の伝送遅延時間が測定された頻度がヒストグラムの形式で計測される。無線ネットワークを介した通信端末200からの閲覧認証があったときには、図4に示すように、伝送遅延時間の分布特性が離散的になる。例えば、伝送遅延時間に対して約10ms間隔で頻度のピークが出現する。偽のスマートフォンである有線ネットワークを介した通信端末200からの閲覧認証があったときには、図5に示すように、伝送遅延時間の分布特性が非離散的になる。つまり

10

20

30

40

50

、伝送遅延時間に対して頻度のピークが1つしか出現しない。

【0140】

分布特性判定部34は、伝送遅延時間の分布特性が離散的であるかどうかを判断するために、以下のように処理を実行する。まず、最頻値から約10msの自然数倍だけ離れた伝送遅延時間での頻度を加算する。次に、加算値を最頻値での頻度で除算し除算値を所定の閾値と比較する。除算値が所定の閾値より大きいときには、伝送遅延時間に対して約10ms間隔で頻度のピークが出現していると判断し、無線ネットワークを介したスマートフォンからの閲覧認証があったと判断する。除算値が所定の閾値より小さいときには、伝送遅延時間に対して頻度のピークが1つしか出現していないと判断し、偽のスマートフォンからの閲覧認証があったと判断する。ここで、所定の閾値は、判断精度を高くするべく設定される。

10

【0141】

図6及び図7に、通信端末の識別方法の一例を示す。通信端末200の識別処理の全回数は、何回であってもよく、識別精度の高低に応じて設定される。まず、通信端末200の識別処理の回数を表すパラメータrを0にリセットする(ステップS11)。

【0142】

伝送遅延時間の最小値Min及び最大値Maxを検索する(ステップS12)。最小値Minから最大値Maxまで、1msのピン幅で頻度を計算する(ステップS13)。伝送遅延時間の最頻値Mode0を検索し、最頻値Mode0での頻度をC<sub>0</sub>とおく(ステップS14)。パラメータrは0にリセットされており(ステップS15においてNO)、ステップS16に進む。ステップS15については後述する。

20

【0143】

真のスマートフォンからの閲覧認証時には、伝送遅延時間は10msの自然数倍又は10msの自然数倍の周辺となることが多い。ここで、最頻値Mode0が10msの自然数倍であれば、最頻値Mode0から10msの自然数倍だけ離れた伝送遅延時間において頻度のピークを認めやすく、離散的な分布特性を認めやすい。しかし、最頻値Mode0が10msの自然数倍の周辺であれば、最頻値Mode0から10msの自然数倍だけ離れた伝送遅延時間において頻度のピークを認めにくく、離散的な分布特性を認めにくい。

【0144】

そこで、原則として、最頻値Mode0の1の位を四捨五入し新たな最頻値Modeとする。ただし、伝送遅延時間が10msの自然数倍又は10msの自然数倍の周辺となることが少ないUser Agentがある。そのUser Agentを会社Aとする。そこで、User Agentが会社Aであるときには、例外として、最頻値Mode0を新たな最頻値Modeとし、User Agentが会社A以外のその他の会社であるときには、原則どおり、最頻値Mode0の1の位を四捨五入して新たな最頻値Modeとする(ステップS16)。

30

【0145】

ここで、User Agentは、通信端末200のID、パスワード、携帯電話会社に固有なID及び電話番号などを用いて判定すればよい。ただし、携帯電話会社に固有なID及び電話番号が改竄されにくいことを考慮すれば、User Agentは、携帯電話会社に固有なID及び電話番号を用いて判定することが望ましい。さらに、携帯電話会社に固有なIDを付与しない会社が存在することを考慮すれば、User Agentは、電話番号を用いて判定することがなお望ましい。

40

【0146】

最頻値Modeから10msの自然数倍だけ離れた伝送遅延時間の周辺での最大頻度を計算し、自然数が様々である場合について最大頻度を加算する。加算値を最頻値Mode0での頻度C<sub>0</sub>で除算し除算値を所定の閾値と比較する。

【0147】

自然数が様々である場合について最大頻度を加算するにあたり、自然数nを1にセット

50

し最大頻度の合計  $T_{total}$  を 0 にリセットする (ステップ S 1 7)。自然数  $n$  が 1、2、3 及び 4 である場合について、ステップ S 1 8 から S 2 5 までを繰り返す。

【 0 1 4 8 】

$T_{+n} = Mode + 10n$  に対して、 $[T_{+n} - 2, T_{+n} + 2]$  の範囲の最大頻度  $C_{+n}$  を計算し、 $T_{-n} = Mode - 10n$  に対して、 $[T_{-n} - 2, T_{-n} + 2]$  の範囲の最大頻度  $C_{-n}$  を計算する (ステップ S 1 8)。最大頻度  $C_{+n}$  が最大頻度  $C_{-n}$  より大きいときには (ステップ S 1 9 において YES)、最大頻度  $C_n$  を最大頻度  $C_{+n}$  にセットする (ステップ S 2 0)。最大頻度  $C_{-n}$  が最大頻度  $C_{+n}$  より大きいときには (ステップ S 1 9 において NO)、最大頻度  $C_n$  を最大頻度  $C_{-n}$  にセットする (ステップ S 2 1)。そして、原則として、最大頻度  $C_n$  を加算対象とする。

10

【 0 1 4 9 】

偽のスマートフォンからの閲覧認証時でも、最大頻度  $C_n$  が所定値より大きくなったときには、上述の除算値が所定の閾値より大きくなることがあり、真のスマートフォンからの閲覧認証と誤認されることがある。そこで、最大頻度  $C_n$  が所定値より大きくなったときには、例外として、最大頻度  $C_n$  より小さい頻度を加算対象とする。

【 0 1 5 0 】

真のスマートフォンからの閲覧認証時でも、伝送遅延時間に対して頻度のピークが 1 つ又は 2 つしか出現しないことがある  $User Agent$  があり、最大頻度  $C_n$  より小さい頻度を加算対象としてしまえば、偽のスマートフォンからの閲覧認証と誤認されることがある。その  $User Agent$  を会社 B とする。そこで、 $User Agent$  が会社 B であるときには、原則どおり、最大頻度  $C_n$  を加算対象とする。

20

【 0 1 5 1 】

$F_n = C_n / C_0$  を計算する。 $F_n$  が所定の閾値の半分  $Threshold / 2$  より小さいときには (ステップ S 2 2 において NO)、原則どおり、最大頻度の合計  $T_{total}$  として、現状値に  $F_n$  を加算した値にセットする (ステップ S 2 5)。 $F_n$  が所定の閾値の半分  $Threshold / 2$  より大きいときには (ステップ S 2 2 において YES)、 $User Agent$  が会社 B でありかつパラメータ  $r$  が 0 であること (条件 X という) が成立するかどうかを判断する (ステップ S 2 3)。条件 X が成立するときには (ステップ S 2 3 において YES)、原則どおり、最大頻度の合計  $T_{total}$  として、現状値に  $F_n$  を加算した値にセットする (ステップ S 2 5)。条件 X が成立しないときには (ステップ S 2 3 において NO)、例外として、所定の閾値の半分  $Threshold / 2$  を新たな  $F_n$  としたうえで (ステップ S 2 4)、最大頻度の合計  $T_{total}$  として、現状値に新たな  $F_n$  を加算した値にセットする (ステップ S 2 5)。

30

【 0 1 5 2 】

自然数  $n$  が 1、2、3 及び 4 である場合について、ステップ S 1 8 から S 2 5 までを繰り返し、最大頻度の合計  $T_{total}$  が所定の閾値  $Threshold$  より大きいかどうかを判断する (ステップ S 2 6)。最大頻度の合計  $T_{total}$  が所定の閾値  $Threshold$  より大きいときには (ステップ S 2 6 において YES)、原則として、閲覧認証は真のスマートフォンからであると識別する (ステップ S 2 8)。最大頻度の合計  $T_{total}$  が所定の閾値  $Threshold$  より小さいときには (ステップ S 2 6 において NO)、原則として、閲覧認証は偽のスマートフォンからであると識別する (ステップ S 3 0)。ここで、所定の閾値  $Threshold$  は、 $User Agent$  に応じて設定してもよい。

40

【 0 1 5 3 】

偽のスマートフォンからの閲覧認証時でも、閲覧認証がコンピュータ用のデータモジュールからであるときには、最大頻度の合計  $T_{total}$  が所定の閾値  $Threshold$  より大きくなることがあり、真のスマートフォンからの閲覧認証であると誤認されることがある。しかし、通信端末 2 0 0 がスマートフォンの場合は電話回線を使用することができるが、通信端末 2 0 0 がコンピュータ用のデータモジュールは電話回線を使用できないため、このことを利用してスマートフォンであるかコンピュータ用のデータモジュールから

50

の閲覧認証を区別することができる。

【0154】

つまり、データ通信部32は、通信端末200に対して電話通信を行う。なお、この電話通信は、人間の音声のデータのみならず、あらゆるデータをも伝送する。そして、コンテンツ閲覧認証部15は、電話通信に対し通信端末200から着信応答がなされたときに、その通信端末200が電話回線を使用する通信端末200であると認識し、コンテンツの閲覧を承認し、電話通信に対し通信端末200から着信応答がなされなかったときに、その通信端末200が電話回線を使用しないコンピュータのデータモジュールであると認識し、コンテンツの閲覧を拒否する。ここで、認証サーバ103は、通信端末200の電話番号のデータを格納していればよい。そして、通信端末200がユーザの音声を検知することにより、着信応答を返してもよく、通信端末200が自己にインストールされたソフトウェアを用いて自動音声を出力することにより、着信応答を返してもよい。さらに、通信端末200がユーザの受信ボタン押下を検知することにより、着信応答を返してもよく、通信端末200が自己にインストールされたソフトウェアを用いて信号を送出することにより、着信応答を返してもよい。

10

【0155】

最大頻度の合計Totalが所定の閾値Thresholdより大きいうえに(ステップS26においてYES)、電話通信に対して着信応答があったときには(ステップS27においてYES)、原則どおり、閲覧認証はスマートフォンからであると識別する(ステップS28)。最大頻度の合計Totalが所定の閾値Thresholdより大きいところ(ステップS26においてYES)、電話通信に対して着信応答がなかったときには(ステップS27においてNO)、例外として、閲覧認証はコンピュータのデータモジュールからであると識別する(ステップS30)。

20

【0156】

真のスマートフォンからの閲覧認証時でも、数ms又は10数msの伝送遅延時間で頻度のピークが出現することがあり、その場合にその伝送遅延時間を最頻値Mode0とすれば離散的な分布特性を認めにくい。そこで、最初に検索した最頻値Mode0以外で再び最頻値Mode0を検索し再識別を行う。

【0157】

最大頻度の合計Totalが所定の閾値Thresholdより小さいうえに(ステップS26においてNO)、パラメータrが0でないときには(ステップS29においてNO)、原則どおり、閲覧認証は偽のスマートフォンからであると識別する(ステップS30)。最大頻度の合計Totalが所定の閾値Thresholdより小さいところ(ステップS26においてNO)、パラメータrが0であるときには(ステップS29においてYES)、例外として、再識別を行うためにステップS31及びS32に進む。

30

【0158】

ステップS31では、通信端末200の識別処理の回数を表すパラメータrを1にセットし、最初に検索した最頻値Mode0での頻度C<sub>0</sub>を0にセットする。ステップS32では、最頻値Mode0及び最頻値Modeを0にリセットする。ステップS31及びS32を行ったうえで、ステップS14及びS15に進む。ステップS15では、パラメータrが1でありかつ最頻値Mode0が10msより小さくかつ最頻値Mode0での頻度C<sub>0</sub>が1以下であること(条件Yという)が成立するかどうかを判断する。条件Yが成立するときには(ステップS15においてYES)、閲覧認証は偽のスマートフォンからであると識別する(ステップS30)。条件Yが成立しないときには(ステップS15においてNO)、ステップS16に進む。このように、数ms又は10数msの伝送遅延時間で頻度のピークが出現することがある真のスマートフォンからの閲覧認証を偽のスマートフォンからの閲覧認証と区別することができる。

40

【0159】

図8に、識別閾値及び識別確度の関係を示す。横軸は所定の閾値Thresholdを示し、縦軸は識別の確度を示す。矩形のデータポイントはコンピュータからの閲覧認証に

50

ついて識別確度を示し、三角のデータポイントは会社 A 及び会社 B 以外の会社の通信端末 200 からの閲覧認証について識別確度を示し、円形のデータポイントは会社 A の通信端末 200 からの閲覧認証について識別確度を示す。いずれのデータポイントも再識別を考慮に入れている。

【0160】

所定の閾値 *Threshold* が大きいほど、最大頻度の合計 *Total* は所定の閾値 *Threshold* を越えにくい (ステップ S26 において NO)。よって、偽のスマートフォンからの閲覧認証が真のスマートフォンからの閲覧認証と誤認されることは少ないが、真のスマートフォンからの閲覧認証が偽のスマートフォンからの閲覧認証と誤認されることが多い。

10

【0161】

所定の閾値 *Threshold* が小さいほど、最大頻度の合計 *Total* は所定の閾値 *Threshold* を越えやすい (ステップ S26 において YES)。よって、真のスマートフォンからの閲覧認証が偽のスマートフォンからの閲覧認証と誤認されることは少ないが、偽のスマートフォンからの閲覧認証が真のスマートフォンからの閲覧認証と誤認されることが多い。

【0162】

そこで、所定の閾値 *Threshold* を、大き過ぎもせず小さ過ぎもしない値に設定することが好ましい。具体的には、図 8 の場合においては、所定の閾値 *Threshold* を、0.4 程度の値に設定することが好ましい。

20

【0163】

本実施形態では、最大頻度の合計 *Total* が所定の閾値 *Threshold* より大きいときには、真のスマートフォンからの閲覧認証があったと識別し、最大頻度の合計 *Total* が所定の閾値 *Threshold* より小さいときには、偽のスマートフォンからの閲覧認証があったと識別している。他の実施形態では、最大頻度の合計 *Total* が所定の閾値 *Threshold* より大きいほど、真のスマートフォンからの閲覧認証があった確率が高いと判定し、最大頻度の合計 *Total* が所定の閾値 *Threshold* より小さいほど、偽のスマートフォンからの閲覧認証があった確率が高いと判定してもよい。

【0164】

他の実施形態では、識別確度をより向上させるために、通信端末 200 の ID、携帯電話会社のネットワーク内で生成される固有の ID、通信端末 200 のパスワード及び通信端末 200 の位置情報などの識別要素を、伝送遅延時間の分布特性及び電話通信への着信応答と複合的に併用してもよい。本実施形態を利用して、真のスマートフォンからの閲覧認証が相当高い確率でなされたらと判定したときには、少ない個数の識別要素さえ満足すれば、真のスマートフォンからの閲覧認証が確実になされたらと判定してもよい。本実施形態を利用して、真のスマートフォンからの閲覧認証が若干低い確率でなされたらと判定したときには、多い個数の識別要素を満足して初めて、真のスマートフォンからの閲覧認証が確実になされたらと判定してもよい。

30

【0165】

本実施形態では、通信端末 200 が真のスマートフォンであるか否かである例について説明したが、通信端末 200 はスマートフォンでなくともよい。例えば、携帯電話などの無線通信によって通話を行うとともにデータ通信を行うことが可能な端末であればよい。

40

【0166】

また、本実施形態では、認証サーバ 103 がコンテンツ格納部 31 においてコンテンツを格納している。他の実施形態では、認証サーバ 103 はコンテンツを格納しておらず、認証サーバ 103 以外のコンテンツサーバがコンテンツを格納してもよい。このとき、データ通信部 32 は、コンテンツの閲覧の承認を通信端末 200 に通知するとともに、認証サーバ 103 以外のコンテンツサーバの格納するコンテンツを通信端末 200 に提供すればよい。

【0167】

50

本実施形態では、通信端末 200 が、閲覧要求を発行し閲覧可否を通知されている。他の実施形態では、通信端末 200 以外の他の装置が、閲覧要求を発行し閲覧承認を通知されてもよい。ただし、本実施形態及び他の実施形態の両方において、通信端末 200 が閲覧認証を行うことに変わりはない。つまり、他の実施形態では、他の装置が閲覧要求を発行し、認証サーバ 103 が通信端末 200 に認証要求を発行し、通信端末 200 が閲覧認証を行い、認証サーバ 103 が他の装置に閲覧承認を通知しコンテンツを提供する。ただし、認証サーバ 103 が閲覧承認に代えてコンテンツのみを提供してもよい。このとき、認証サーバ 103 は、他の装置及び通信端末 200 に関する情報を対応付けて記憶している。なお、他の装置は、無線ネットワークを介してもよく、有線ネットワークを介してもよい。

10

## 【0168】

(実施形態 4)

図 12 に、実施形態 4 に係るコンテンツ提供システムの一例を示す。本実施形態に係るコンテンツ提供システムは、図 9 に示す認証サーバ 103 に代えて認証サーバ 104 を備える。認証サーバ 104 は、通話判定部 38 及びコンテンツ閲覧認証部 37 を備えず、通話変化判定部 41 及びコンテンツ閲覧認証部 42 を備える。

## 【0169】

本実施形態に係る認証サーバによる認証方法は、実施形態 3 にて説明した閲覧認証受け付けステップと、分布特性判定ステップと、コンテンツ閲覧認証ステップと、を順に有する。そして、閲覧認証受け付けステップと分布特性判定ステップの間、分布特性判定ステップと同時又は分布特性判定ステップとコンテンツ閲覧認証ステップの間に、通話変化判定ステップを有する。

20

## 【0170】

通話変化判定ステップでは、本実施形態に係るコンテンツ提供システムは、以下のように動作する。データ通信部 32 は、通信端末 200 に対して電話通信を行い、電話通信を行った旨を通話変化判定部 41 に出力する。通話変化判定部 41 は、分布特性算出部 34 の算出する伝送遅延時間の分布特性が変化したか否かを判定する。そして、通話変化判定部 41 は、データ通信部 32 から電話通信を行った旨を取得する前後における伝送遅延時間の分布特性を比較する。そして、通話変化判定部 41 は、データ通信部 32 が電話通信を行った後に伝送遅延時間の分布特性が変化したか否かを判定する。

30

## 【0171】

通信端末 200 が真のスマートフォンである場合、通信端末 200 は、電話通話を行うと、伝送遅延時間が一時的又は継続的に長くなったり、認証を行うための通信を中断したりする。そうすると、長い伝送遅延時間の分布が増えたり、伝送遅延時間の分布が全体的に減ったりといった変化が生じる。一方、通信端末 200 が偽のスマートフォンである場合、通信端末 200 は、電話通話を行っても、伝送遅延時間が一時的又は継続的に長くなったり、認証を行うための通信を中断したりすることもない。このため、電話通話を行ったときの伝送遅延時間の分布特性の変化を検出することで、通信端末 200 がスマートフォン又は有線のコンピュータのいずれであるのかを判別することができる。

40

## 【0172】

通話変化判定ステップを有する場合、コンテンツ閲覧認証ステップにおいて、本実施形態に係るコンテンツ提供システムは、以下のように動作する。

コンテンツ閲覧認証部 42 は、分布特性判定部 36 において離散的であると判定しかつ通話変化判定部 41 において伝送遅延時間の分布特性が変化したと判定した場合、コンテンツの閲覧を承認する。すると、データ通信部 32 は、コンテンツの閲覧の承認を通信端末 200 に通知するとともに、コンテンツ格納部 31 の格納するコンテンツを通信端末 200 に提供する。

一方、コンテンツ閲覧認証部 42 は、分布特性判定部 36 において離散的でないとして判定するか又は通話変化判定部 41 において伝送遅延時間の分布特性が変化なかったと判定した場合、コンテンツの閲覧を拒否する。すると、データ通信部 32 は、コンテンツ格納部

50

31の格納するコンテンツを通信端末200に送信せず、コンテンツの閲覧の拒否を通信端末200に通知する。

【0173】

また、通話変化判定ステップの直前、直後又はこれと同時に、通話判定ステップをさらに有していても良い。この場合、認証サーバ104は、通話判定部38をさらに備え、コンテンツ閲覧認証ステップにおいて、本実施形態に係るコンテンツ提供システムは、以下のように動作する。

コンテンツ閲覧認証部42は、分布特性判定部36において離散的であると判定しかつ通話変化判定部41において伝送遅延時間の分布特性が変化したと判定しかつ通話判定部38において着信応答を受信したと判定した場合、コンテンツの閲覧を承認する。すると、データ通信部32は、コンテンツの閲覧の承認を通信端末200に通知するとともに、コンテンツ格納部31の格納するコンテンツを通信端末200に提供する。

一方、コンテンツ閲覧認証部42は、分布特性判定部36において離散的でないとして判定するか、通話変化判定部41において伝送遅延時間の分布特性が変化なかったと判定するか又は通話判定部38において着信応答を受信しないと判定した場合、コンテンツの閲覧を拒否する。すると、データ通信部32は、コンテンツ格納部31の格納するコンテンツを通信端末200に送信せず、コンテンツの閲覧の拒否を通信端末200に通知する。これにより、通信端末がスマートフォン又はコンピュータのいずれであるかをさらに正確に判定することができる。

【0174】

添付の図面を参照して本第2の発明の実施形態を説明する。以下に説明する実施形態は本発明の実施の例であり、本発明は、以下の実施形態に制限されるものではない。なお、本明細書及び図面において符号が同じ構成要素は、相互に同一のものを示すものとする。

【0175】

(実施形態5)

実施形態5に係る認証サーバの構成を図15に示す。認証サーバ1は、通信端末2から閲覧認証を受け付けたときに、通信端末2が正規の携帯電話3Aであれば、閲覧を承認し、通信端末2が携帯電話3Cになりすました非正規の携帯電話3Bであれば、閲覧を拒否する。

【0176】

認証サーバ1は、コンテンツ格納部51、データ通信部52、識別子(ID)/電話番号対応テーブル53、電話通信部54、伝送遅延時間測定部55、伝送遅延時間変化判断部56及びコンテンツ閲覧認証部57から構成される。

【0177】

コンテンツ格納部51は、コンテンツを格納する。データ通信部52は、コンテンツの閲覧のための認証を行う通信端末2とデータ通信を行う。ID/電話番号対応テーブル53は、通信端末2のID及び電話番号を対応付ける。電話通信部54は、データ通信部52がIDを利用したコンテンツの閲覧のための認証を通信端末2から行われたときに、ID/電話番号対応テーブル53でそのIDと対応付けられた電話番号を利用した電話通信を実行する。なお、この電話通信は、人間の音声のデータのみならず、あらゆるデータをも伝送する。ここで、不図示の対応テーブルが、通信端末2のパスワード及び電話番号を対応付けてもよい。以下は、通信端末2のID及び電話番号を対応付ける場合を説明する。

【0178】

伝送遅延時間測定部55は、データ通信部52及び通信端末2の間の伝送遅延時間を複数回にわたり測定する。伝送遅延時間変化判断部56は、電話通信部54が電話通信を実行しているときに、電話通信部54が電話通信を実行していないときと比べて、伝送遅延時間測定部55が測定している伝送遅延時間に変化があるかどうかを判断する。

【0179】

コンテンツ閲覧認証部57は、伝送遅延時間変化判断部56が伝送遅延時間に変化があ

ると判断したときに、その通信端末 2 が正規の携帯電話 3 A であると判断し、コンテンツの閲覧を承認する。

【 0 1 8 0 】

正規の携帯電話 3 A の I D 及び電話番号は、それぞれ第 1 の I D 及び第 1 の電話番号であり、I D / 電話番号対応テーブル 5 3 で対応付けられている。つまり、データ通信及び電話通信は、正規の携帯電話 3 A 及び認証サーバ 1 の間で実行されており、無線通信チャネルを共有している。よって、電話通信が実行されたときには、データ通信に割り込みが発生して、伝送遅延時間に変化が発生する。

【 0 1 8 1 】

コンテンツ閲覧認証部 5 7 は、伝送遅延時間変化判断部 5 6 が伝送遅延時間に変化がないと判断したときに、その通信端末 2 が携帯電話 3 C になりすました非正規の携帯電話 3 B であると判断し、コンテンツの閲覧を拒否する。

10

【 0 1 8 2 】

携帯電話 3 C の I D 及び電話番号は、それぞれ第 2 の I D 及び第 2 の電話番号であり、I D / 電話番号対応テーブル 5 3 で対応付けられている。ここで、携帯電話 3 C になりすました非正規の携帯電話 3 B は、I D を改竄することはできても、電話番号を改竄することはできない。つまり、データ通信は、非正規の携帯電話 3 B 及び認証サーバ 1 の間で実行されていても、電話通信は、携帯電話 3 C 及び認証サーバ 1 の間で実行されており、両通信は、無線通信チャネルを共有していない。よって、電話通信が実行されたときでも、データ通信に割り込みが発生せず、伝送遅延時間に変化が発生しない。

20

【 0 1 8 3 】

認証サーバの処理を図 1 6 に示す。コンテンツ閲覧認証受付ステップでは、データ通信部 5 2 は、通信端末 2 の行うコンテンツの閲覧のための認証を受け付ける（ステップ S 1 0 1 ）。

【 0 1 8 4 】

電話通信実行ステップでは、伝送遅延時間測定部 5 5 が、通信端末 2 との間の伝送遅延時間を複数回にわたり測定する間に（ステップ S 1 0 2 ）、電話通信部 5 4 が、コンテンツの閲覧のための認証に利用された I D に対応付けられた電話番号を I D / 電話番号対応テーブル 5 3 により検索し（ステップ S 1 0 3 ）、その電話番号を利用した電話通信を実行する（ステップ S 1 0 4 ）。

30

【 0 1 8 5 】

伝送遅延時間変化判断ステップでは、伝送遅延時間変化判断部 5 6 は、電話通信部 5 4 が電話通信を実行しているときに、電話通信部 5 4 が電話通信を実行していないときと比べて、伝送遅延時間測定部 5 5 が測定している伝送遅延時間に変化があるかどうかを判断する（ステップ S 1 0 5 ）。伝送遅延時間変化判断ステップについては、図 1 8 で詳述する。

【 0 1 8 6 】

コンテンツ閲覧認証ステップでは、コンテンツ閲覧認証部 5 7 は、伝送遅延時間変化判断部 5 6 が伝送遅延時間に変化があると判断したときに（ステップ S 1 0 5 において Y E S ）、その通信端末 2 が正規の携帯電話 3 A であると判断し（ステップ S 1 0 6 ）、コンテンツの閲覧を承認する（ステップ S 1 0 7 ）。そして、データ通信部 5 2 は、コンテンツの閲覧の承認を正規の携帯電話 3 A に通知するとともに、コンテンツ格納部 5 1 の格納するコンテンツを正規の携帯電話 3 A に提供する。ただし、データ通信部 5 2 は、コンテンツの閲覧の承認に代えて、コンテンツ格納部 5 1 の格納するコンテンツのみを正規の携帯電話 3 A に提供してもよい。

40

【 0 1 8 7 】

コンテンツ閲覧認証部 5 7 は、伝送遅延時間変化判断部 5 6 が伝送遅延時間に変化がないと判断したときに（ステップ S 1 0 5 において N O ）、その通信端末 2 が携帯電話 3 C になりすました非正規の携帯電話 3 B であると判断し（ステップ S 1 0 8 ）、コンテンツの閲覧を拒否する（ステップ S 1 0 9 ）。そして、データ通信部 5 2 は、コンテンツの

50



覧の拒否を非正規の携帯電話 3 B に通知する。

【 0 1 8 8 】

本第 2 の発明によれば、認証を行った通信端末及び電話通信を受けた通信端末が同一の通信端末であるかどうかを確認することができる。そのため、携帯電話のユーザに限定してコンテンツを閲覧させるときに、携帯電話のユーザが正規のユーザであるかどうかを安全にかつ正確に判断することができる。

【 0 1 8 9 】

次に、電話通信実行ステップの詳細について説明する。伝送遅延時間の測定方法を図 1 7 に示す。通信端末 2 は、リクエスト GET 1 を認証サーバ 1 に送信し、ウェブのトップページを要求する。データ通信部 5 2 は、レスポンス RES 1 を通信端末 2 に送信し、HTML ファイルを提供する。通信端末 2 は、HTML ファイルを解析し、HTML ファイルに包含される複数の画像ファイルを以下のように要求する。

【 0 1 9 0 】

通信端末 2 は、リクエスト GET 2 を認証サーバ 1 に送信し、画像ファイル e 1 を要求する。データ通信部 5 2 は、レスポンス RES 2 を通信端末 2 に送信し、画像ファイル e 1 を提供する。通信端末 2 は、リクエスト GET 3 を認証サーバ 1 に送信し、画像ファイル e 2 を要求する。データ通信部 5 2 は、レスポンス RES 3 を通信端末 2 に送信し、画像ファイル e 2 を提供する。通信端末 2 は、リクエスト GET 4 を認証サーバ 1 に送信し、画像ファイル e 3 を要求する。データ通信部 5 2 は、レスポンス RES 4 を通信端末 2 に送信し、画像ファイル e 3 を提供する。通信端末 2 が HTML ファイルに包含される全ての画像ファイルを取得するまで、以上の処理が繰り返される。

【 0 1 9 1 】

伝送遅延時間測定部 5 5 は、リクエスト GET 2 を通信端末 2 から受信してから次にリクエスト GET 3 を通信端末 2 から受信するまでの時間  $t_1$  を、データ通信部 5 2 から通信端末 2 までの伝送遅延時間及び通信端末 2 からデータ通信部 5 2 までの伝送遅延時間の合計として測定する。伝送遅延時間測定部 5 5 は、リクエスト GET 3 を通信端末 2 から受信してから次にリクエスト GET 4 を通信端末 2 から受信するまでの時間  $t_2$  を、データ通信部 5 2 から通信端末 2 までの伝送遅延時間及び通信端末 2 からデータ通信部 5 2 までの伝送遅延時間の合計として測定する。データ通信部 5 2 が HTML ファイルに包含される全ての画像ファイルを提供するまで、以上の処理が繰り返される。

【 0 1 9 2 】

ここで、伝送遅延時間測定部 5 5 は、リクエスト GET 1 を通信端末 2 から受信してから次にリクエスト GET 2 を通信端末 2 から受信するまでの時間を測定しないことが好ましい。これは、当該時間が、データ通信部 5 2 から通信端末 2 までの伝送遅延時間及び通信端末 2 からデータ通信部 5 2 までの伝送遅延時間を含むのみならず、通信端末 2 での HTML ファイルの解析時間をさらに含むためである。

【 0 1 9 3 】

正規の携帯端末 3 A は、ウェブブラウザを有していればよく、伝送遅延時間の測定用のソフトウェアを有していなくてもよく、新しいソフトウェアの開発は不要である。

【 0 1 9 4 】

携帯電話 3 A によってはパイプライン処理を行うものがある。パイプライン処理は、要求信号をまとめて送信することで、ページのアクセスを高速にすることができる処理である。例えば、図 2 0 に示すように、通信端末 2 が、画像ファイル e 1 の要求信号であるリクエスト GET 2 と、画像ファイル e 2 の要求信号であるリクエスト GET 3 と、画像ファイル e 3 の要求信号であるリクエスト GET 4 と、をまとめて送信する。このようなパイプライン処理を行う携帯電話 3 A の場合、携帯電話 2 A がリクエスト GET 2 及びリクエスト GET 3 をほぼ同時に送信するため、リクエスト GET 2 からリクエスト GET 3 までの時間を測定しても、伝送遅延時間の合計を測定することができない。そこで、認証サーバ 1 のデータ通信部 5 2 は、1 つの要求信号の受信と 1 つのデータ要素の送信を順に繰り返す。そして、伝送遅延時間測定部 5 3 は、各々の要求信号が受信された間隔を測定

10

20

30

40

50

することにより伝送遅延時間の合計を測定する。

【0195】

例えば、データ通信部52は、リクエストGET2、リクエストGET3及びリクエストGET4をまとめて受信すると、リクエストGET2に対するレスポンスRES2を通信端末2に送信し、その後にレスポンスRES2の送信後にデータ通信部52がTCPのコネクションをcloseする。このように、リクエストGET3及びリクエストGET4に対してはレスポンスRES3及びレスポンスRES4を送信しない。これにより、通信端末2は、レスポンスRES2の受信後に、改めてリクエストGET3を送信する。

【0196】

伝送遅延時間測定部53は、まとめて受信したリクエストGET2、リクエストGET3及びリクエストGET4のうちのリクエストGET2を受信してから、再送させたリクエストGET3を受信するまでの時間  $t_1$  を、データ通信部52から通信端末2までの伝送遅延時間及び通信端末2からデータ通信部52までの伝送遅延時間の合計として測定する。

10

【0197】

また、パイプライン処理を行う携帯電話3Aに対応するために、ウェブのトップページを要求するリクエストGET1を受信したデータ通信部52は、パイプライン処理に対応していない旨の情を通信端末2に送信し、通信端末2のパイプライン処理を停止させてもよい。具体的には、HTTP/1.0又はHTTP/0.9の仕様のHTTPである旨を通信端末2に送信する。こうすることで、図17に示すような、1つの要求信号の受信と1つのデータ要素の送信を順に繰り返す伝送遅延時間の測定を行うことができる。

20

【0198】

図21に、伝送遅延時間測定部53における他の伝送遅延時間測定方法の一例を示す。通信端末2は、画像ファイルe2を受信すると、TCPのクローズ信号(FIN)C2を認証サーバ1に送信する。本方式は、このTCPのクローズ信号(FIN)を利用し、認証サーバ1が要求信号を受信してから、データ要素を送信後のクローズ信号を受信するまでの間隔を、伝送遅延時間として測定する。例えば、伝送遅延時間測定部53は、認証サーバ1がリクエストGET2を受信してから、クローズ信号C2を通信端末2から受信するまでの間隔を、伝送遅延時間  $t_1$  として測定する。

【0199】

30

この方式は、パイプライン方式ではなく、TCPのコネクションを同時に複数確立する場合に適用できる。このため、複数のコネクションの数分だけ、同時に伝送遅延時間を測定することができるとともに、画像のダウンロードの高速化を図ることができる。画像のサイズが大きい場合には、後から送られたリクエストGETに対するクローズ時間が遅くなるので、伝送遅延時間が長くなることが予想されるが、通信端末2と認証サーバ1間の伝送遅延特性は含まれているので、処理データとして使用することができる。

【0200】

次に、伝送遅延時間変化判断ステップの詳細について説明する。伝送遅延時間の変化内容を図18及び図19に示す。伝送遅延時間の変化内容の一例として、正規の携帯電話3Aからの閲覧認証時における伝送遅延時間の時間変化を図18に示し、非正規の携帯電話3Bからの閲覧認証時における伝送遅延時間の時間変化を図19に示す。

40

【0201】

まず、伝送遅延時間の時間変化の第1の例について説明する。伝送遅延時間変化判断部56は、図18及び図19に示したように、電話通信部54が電話通信を実行しているときに、電話通信部54が電話通信を実行していないときと比べて、伝送遅延時間測定部55が測定している伝送遅延時間に増加があるかどうかを判断する。

【0202】

コンテンツ閲覧認証部57は、図18に示したように、伝送遅延時間変化判断部56が伝送遅延時間に増加があると判断したときに、その通信端末2が正規の携帯電話3Aであると判断し、コンテンツの閲覧を承認する。電話通信が中止された後に、電話通信が開始

50

される前のように、伝送遅延時間が元に戻る。

【0203】

コンテンツ閲覧認証部57は、図19に示したように、伝送遅延時間変化判断部56が伝送遅延時間に増加がないと判断したときに、その通信端末2が非正規の携帯電話3Bであると判断し、コンテンツの閲覧を拒否する。

【0204】

次に、伝送遅延時間の時間変化の第2の例について説明する。伝送遅延時間変化判断部56は、電話通信部54が電話通信を実行しているときに、電話通信部54が電話通信を実行していないときと比べて、データ通信部52が通信端末2から伝送遅延時間の測定用のパケットを受信していないかどうかを判断する。ここで、伝送遅延時間の測定用のパケットは、例えば図17に示したリクエストGET2、GET3、GET4、・・・である。

10

【0205】

コンテンツ閲覧認証部57は、伝送遅延時間変化判断部56が伝送遅延時間の測定用のパケットの受信がないと判断したときに、その通信端末2が正規の携帯電話3Aであると判断し、コンテンツの閲覧を承認する。電話通信が中止された後に、伝送遅延時間の測定用のパケットが再送されてもされなくてもよい。

【0206】

コンテンツ閲覧認証部57は、伝送遅延時間変化判断部56が伝送遅延時間の測定用のパケットの受信があると判断したときに、その通信端末2が非正規の携帯電話3Bであると判断し、コンテンツの閲覧を拒否する。

20

【0207】

次に、伝送遅延時間の時間変化の第3の例について説明する。伝送遅延時間変化判断部56は、電話通信部54が電話通信を実行しているときに、電話通信部54が電話通信を実行していないときと比べて、伝送遅延時間測定部55が測定している伝送遅延時間に減少があるかどうかを判断する。ここで、伝送遅延時間が減少する可能性があるのは、電話通信がデータ通信に割り込んだときに、正規の携帯電話3A又は非正規の携帯電話3Bが処理能力を増大させる可能性があるためである。

【0208】

コンテンツ閲覧認証部57は、伝送遅延時間変化判断部56が伝送遅延時間に減少があると判断したときに、その通信端末2が正規の携帯電話3Aであると判断し、コンテンツの閲覧を承認する。電話通信が中止された後に、電話通信が開始される前のように、伝送遅延時間が元に戻る。

30

【0209】

コンテンツ閲覧認証部57は、伝送遅延時間変化判断部56が伝送遅延時間に減少がないと判断したときに、その通信端末2が非正規の携帯電話3Bであると判断し、コンテンツの閲覧を拒否する。

【0210】

伝送遅延時間の変化内容は、正規の携帯電話3A毎に様々に設定されてもされなくてもよい。正規の携帯電話3A毎に設定されるときには、認証サーバ1の不図示の記憶部が変化内容を記憶すればよい。正規の携帯電話3A毎に設定されないときには、伝送遅延時間変化判断部56が何らかの変化があるかどうかを判断すればよい。

40

【0211】

本実施形態では、コンテンツ閲覧認証部57は、伝送遅延時間に変化があるかどうかに応じて、コンテンツの閲覧を承認するかどうかを判断する。他の実施形態では、コンテンツ閲覧認証部57は、伝送遅延時間に変化があるかどうか及び電話通信に対し通信端末2から着信応答がなされたかどうかに応じて、コンテンツの閲覧を承認するかどうかを判断する。

【0212】

つまり、他の実施形態では、コンテンツ閲覧認証部57は、伝送遅延時間変化判断部5

50

6が伝送遅延時間に変化があると判断したうえに、電話通信に対し通信端末2から着信応答がなされたときに、その通信端末2が正規の携帯電話3Aであると判断し、コンテンツの閲覧を承認する。そして、コンテンツ閲覧認証部57は、伝送遅延時間変化判断部56が伝送遅延時間に変化があると判断したところ、電話通信に対し通信端末2から着信応答がなされなかったときに、その通信端末2が携帯電話3Cになりすました非正規の携帯電話3Bであると判断し、コンテンツの閲覧を拒否する。これにより、携帯電話のユーザが正規のユーザであるかどうかをより安全にかつ正確に判断することができる。ここで、通信端末2がユーザの音声を検知することにより、着信応答を返してもよく、通信端末2が自己にインストールされたソフトウェアを用いて自動音声を出力することにより、着信応答を返してもよい。さらに、通信端末2がユーザの受信ボタン押下を検知することにより、着信応答を返してもよく、通信端末2が自己にインストールされたソフトウェアを用いて信号を送出することにより、着信応答を返してもよい。

10

## 【0213】

本実施形態では、認証サーバ1がコンテンツ格納部51においてコンテンツを格納している。他の実施形態では、認証サーバ1はコンテンツを格納しておらず、認証サーバ1以外のコンテンツサーバがコンテンツを格納してもよい。このとき、データ通信部52は、コンテンツの閲覧の承認を正規の携帯電話3Aに通知するとともに、認証サーバ1以外のコンテンツサーバの格納するコンテンツを正規の携帯電話3Aに提供すればよい。

## 【0214】

本実施形態では、正規の携帯電話3A又は非正規の携帯電話3Bが、閲覧要求を発行し閲覧可否を通知されている。他の実施形態では、正規の携帯電話3A以外の他の装置が、閲覧要求を発行し閲覧承認を通知されてもよい。ただし、本実施形態及び他の実施形態の両方において、正規の携帯電話3Aが閲覧認証を行うことに変わりはない。つまり、他の実施形態では、他の装置が閲覧要求を発行し、認証サーバ1が正規の携帯電話3Aに認証要求を発行し、正規の携帯電話3Aが閲覧認証を行い、認証サーバ1が他の装置に閲覧承認を通知しコンテンツを提供する。ただし、認証サーバ1が閲覧認証に代えてコンテンツのみを提供してもよい。このとき、認証サーバ1は、他の装置及び正規の携帯電話3Aに関する情報を対応付けて記憶している。

20

## 【産業上の利用可能性】

## 【0215】

本第1の発明は情報通信産業に適用することができる。

30

## 【0216】

本第2の発明に係る認証サーバ及び認証サーバによる認証方法は、携帯電話のユーザに限定してコンテンツを閲覧させるときに利用することができる。

## 【符号の説明】

## 【0217】

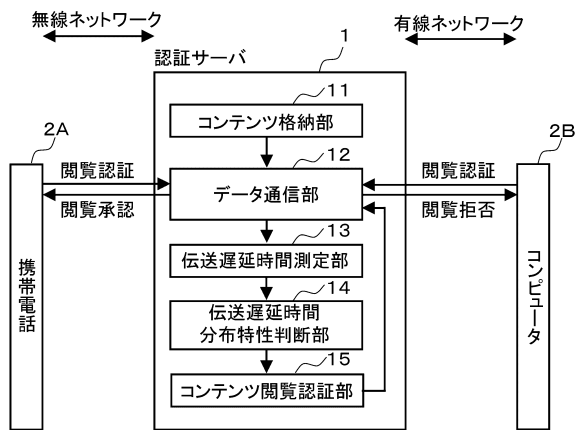
- 1：認証サーバ
- 2：通信端末
- 2A：携帯電話
- 2B：コンピュータ
- 11：コンテンツ格納部
- 12：データ通信部
- 13：伝送遅延時間測定部
- 14：伝送遅延時間分布特性判断部
- 15：コンテンツ閲覧認証部
- 31：コンテンツ格納部
- 32：データ通信部
- 33：伝送遅延時間測定部
- 34：分布特性算出部
- 35：抽出部

40

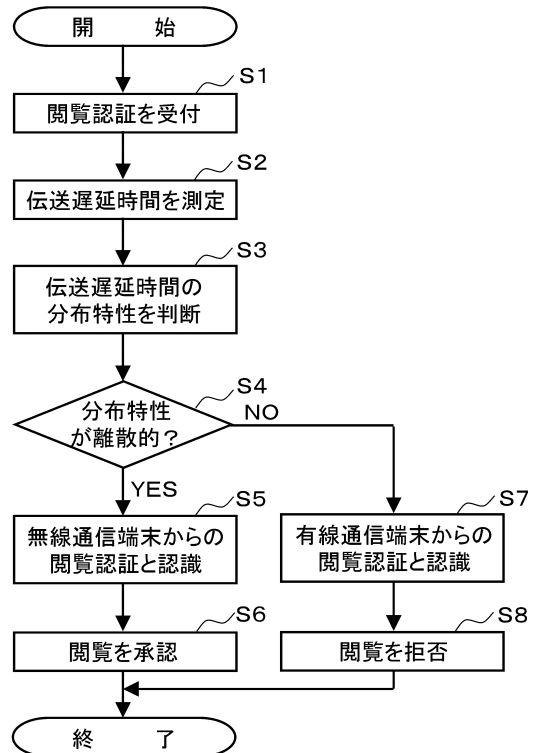
50

- 3 6 : 分布特性判定部
- 3 7、4 2 : コンテンツ閲覧認証部
- 3 8 : 通話判定部
- 4 1 : 通話変化判定部
- 1 0 3、1 0 4 : 認証サーバ
- 2 0 0 : 通信端末
- 1 : 認証サーバ
- 2 : 通信端末
- 3 A、3 B、3 C : 携帯電話
- 5 1 : コンテンツ格納部
- 5 2 : データ通信部
- 5 3 : I D / 電話番号対応テーブル
- 5 4 : 電話通信部
- 5 5 : 伝送遅延時間測定部
- 5 6 : 伝送遅延時間変化判断部
- 5 7 : コンテンツ閲覧認証部

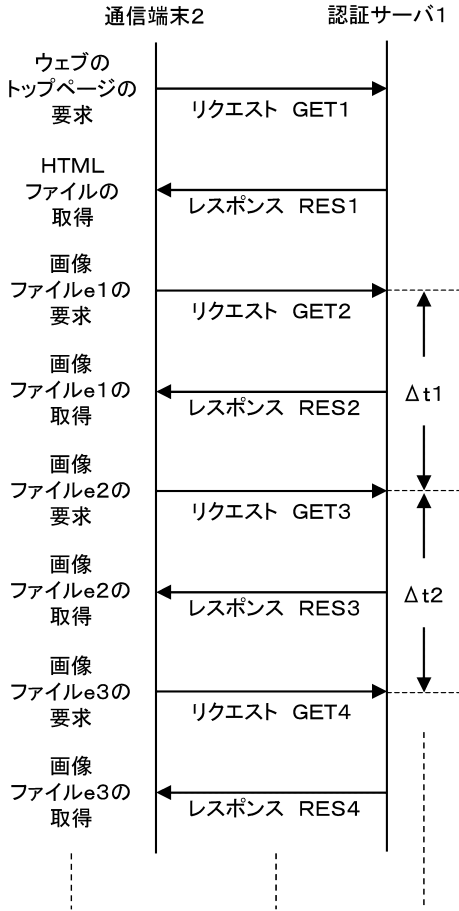
【図 1】



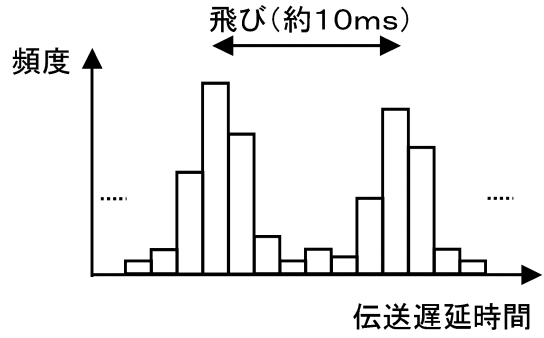
【図 2】



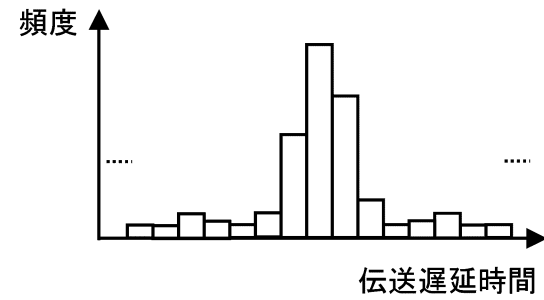
【図3】



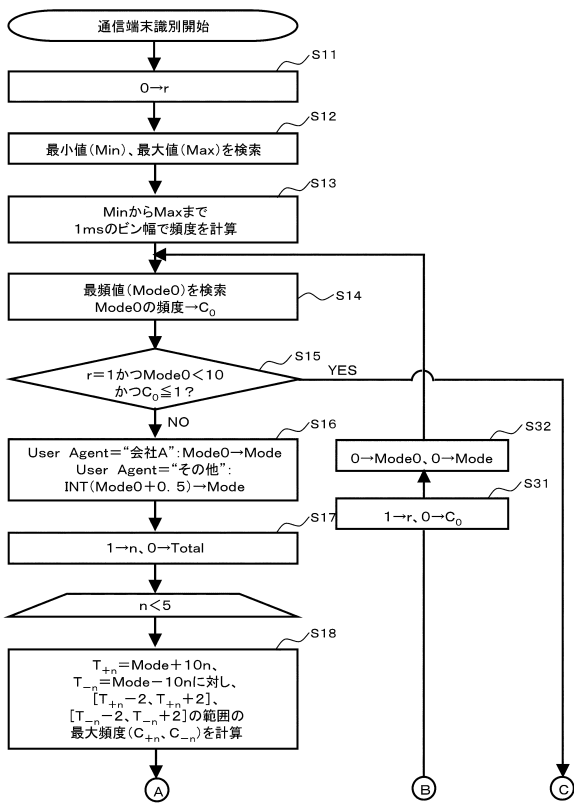
【図4】



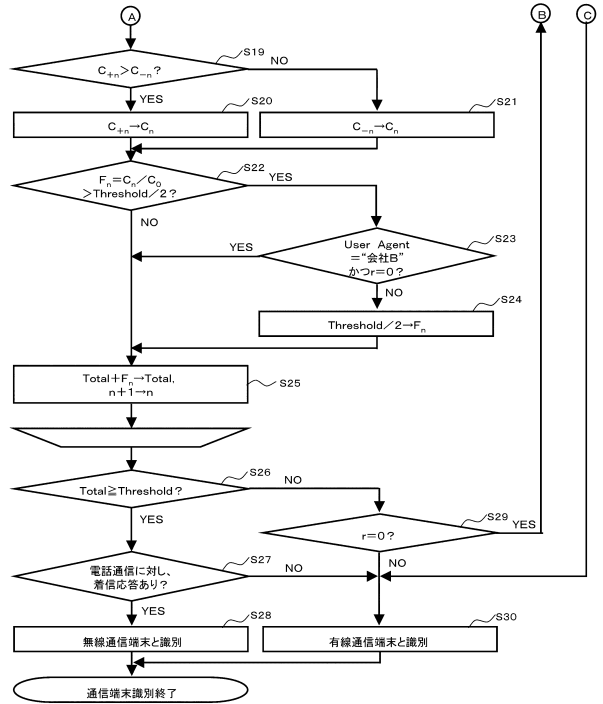
【図5】



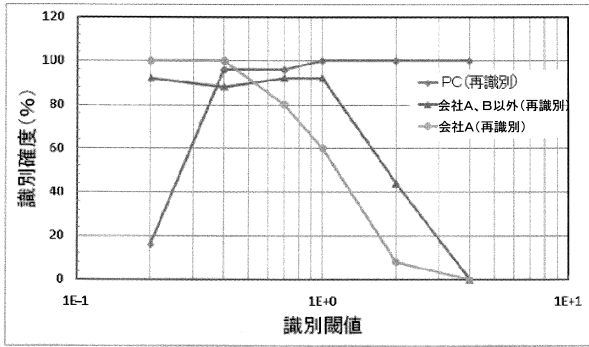
【図6】



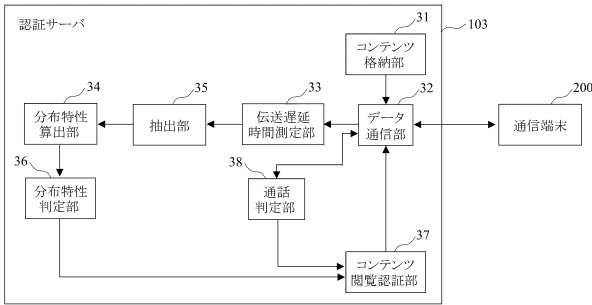
【図7】



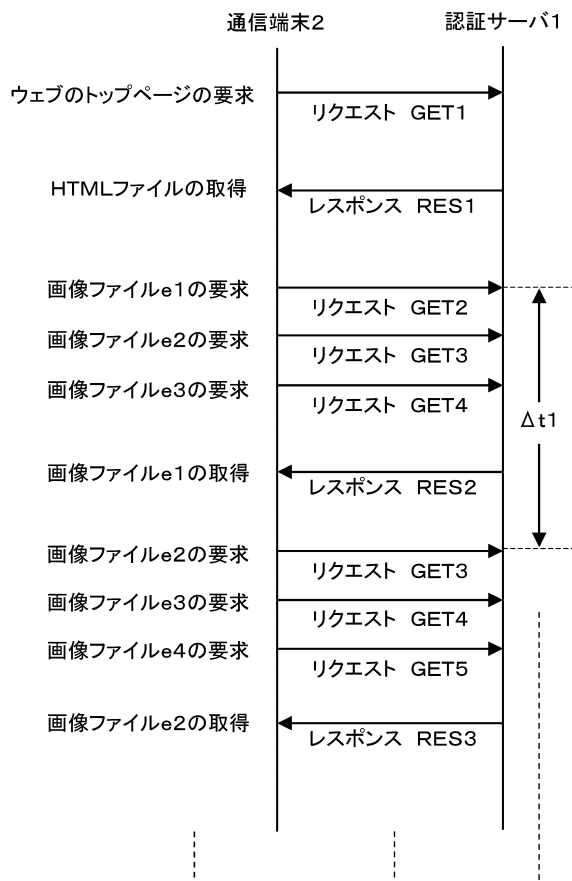
【図8】



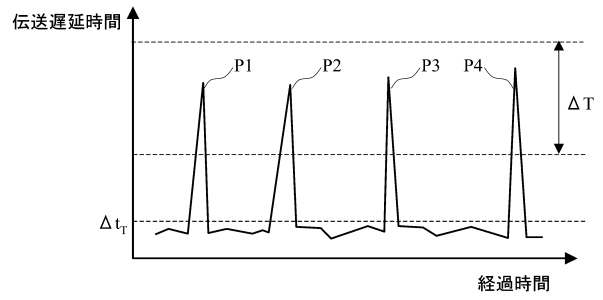
【図9】



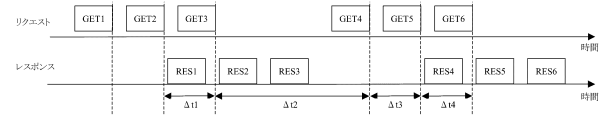
【図13】



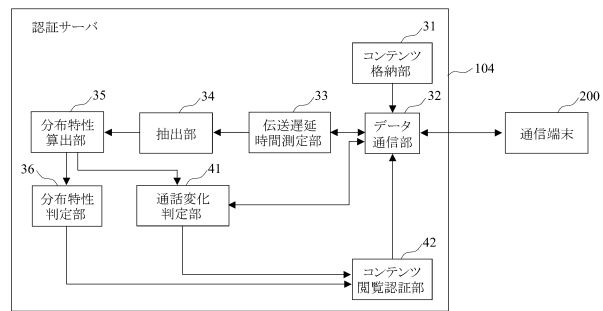
【図10】



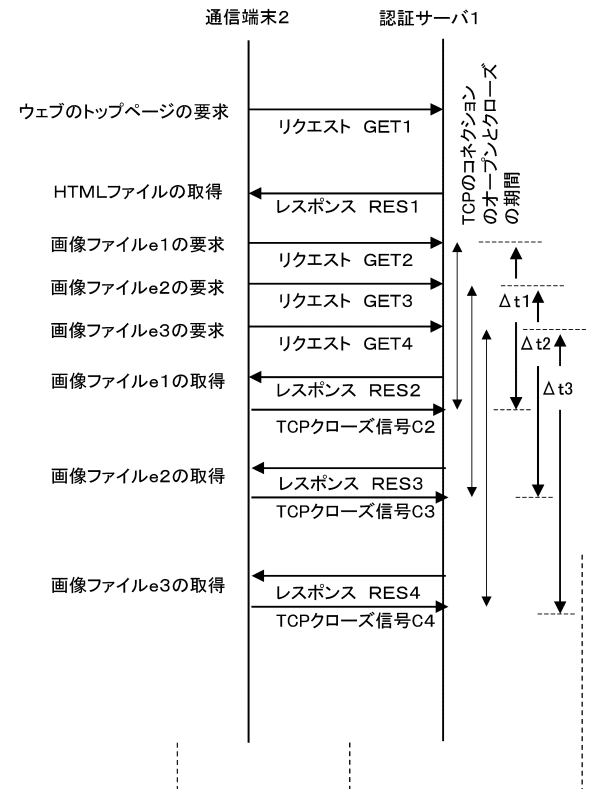
【図11】



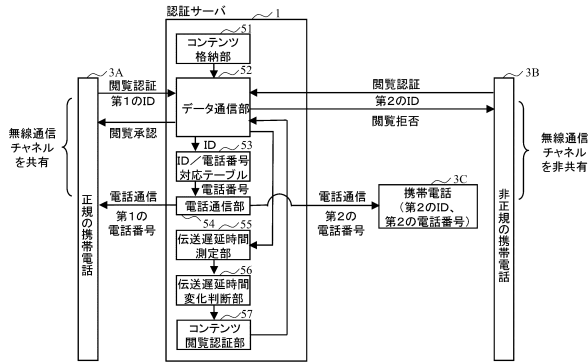
【図12】



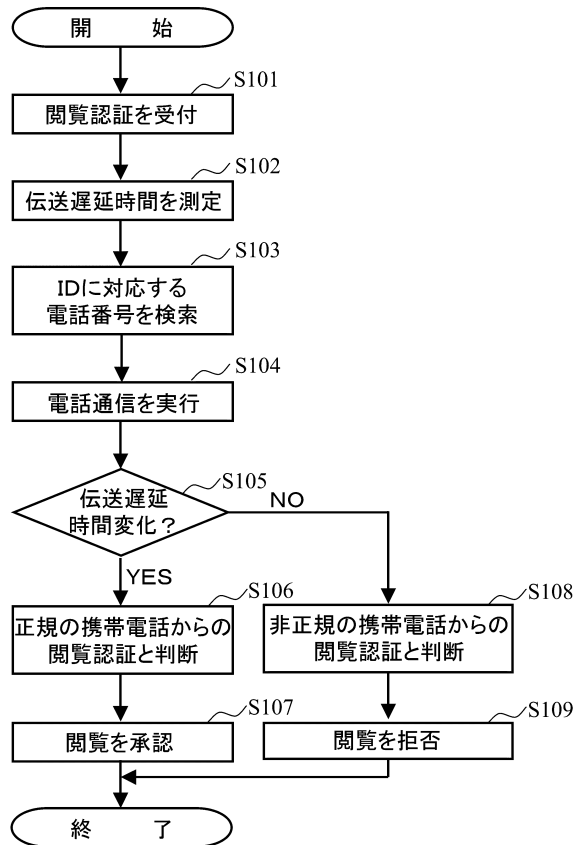
【図14】



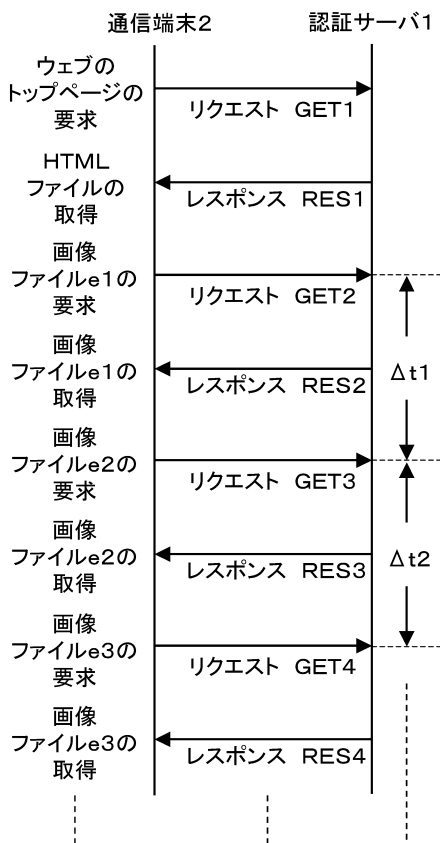
【図15】



【図16】

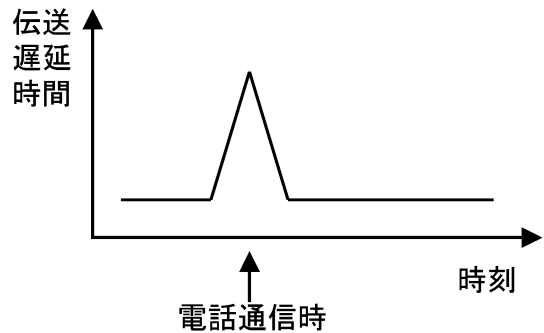


【図17】



【図18】

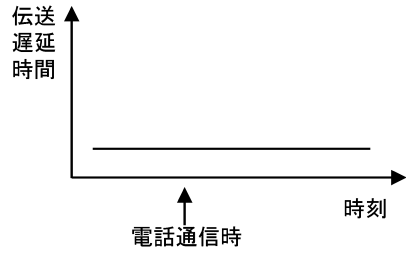
正規の携帯電話からの閲覧認証  
 →伝送遅延時間が電話通信時に増加する



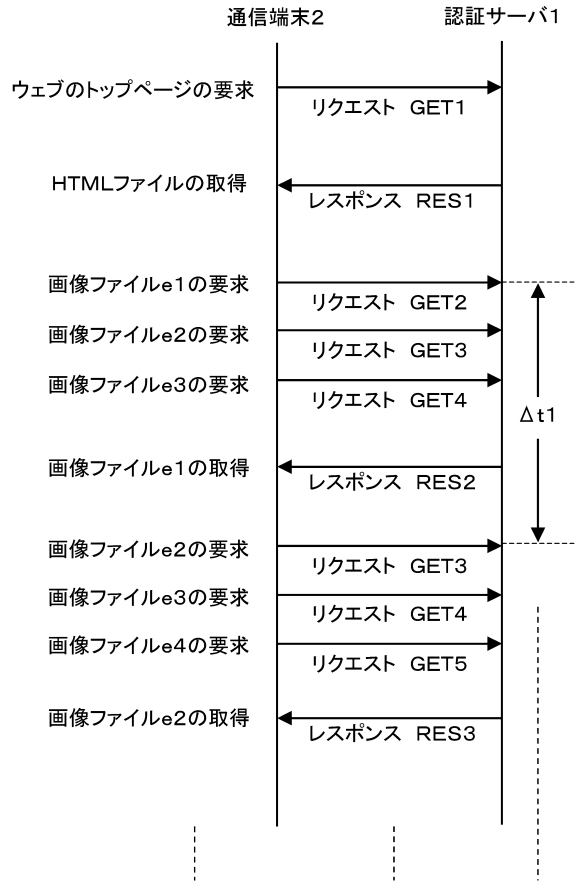


【図19】

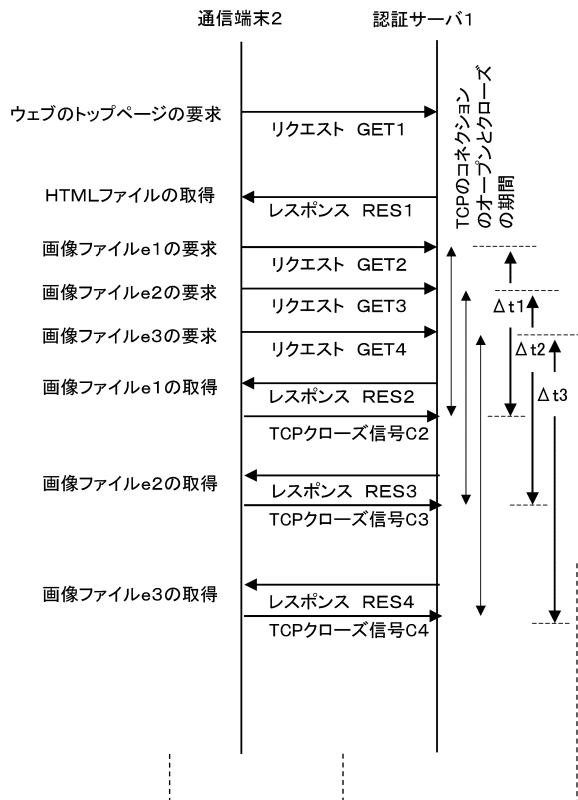
非正規の携帯電話からの閲覧認証  
→伝送遅延時間が電話通信時に増加しない



【図20】



【図21】



## フロントページの続き

特許法第30条第1項適用 第54回日本大学工学部学術講演会論文集(平成22年11月27日)学校法人  
日本大学工学部発行第499ページ~第500ページに発表

- (56)参考文献 特開2008-287542(JP,A)  
特開2004-222270(JP,A)  
特表2008-524681(JP,A)  
土屋貴寛,他,インターネットアクセスにおける伝送遅延を用いた携帯電話とPCの識別方法,  
2011年電子情報通信学会総合大会講演論文集 通信2,電子情報通信学会,2011年 2  
月28日,p.231  
T. Tsuchiya et al., Transmission Time-based Authentication Scheme Using 3G Mobile Devi  
ce for DRM System, Proceedings of the 2009 IEEE European Frequency and Time Forum & In  
ternational Frequency Control Symposium, IEEE, 2009年 4月, pp. 706-710, [201  
1年11月24日検索], インターネット, URL, [http://ieeexplore.ieee.org/xpls/abs\\_all.jsp?arnumber=5168275](http://ieeexplore.ieee.org/xpls/abs_all.jsp?arnumber=5168275)

## (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 21/55  
H04L 9/32  
H04W 12/06